

平成30年3月 第1回佐々町議会定例会 会議録（2日目）

1. 招集年月日 平成30年3月6日（火曜日） 午前10時00分
2. 場 所 佐々町役場 3階 議場
3. 開 議 平成30年3月7日（水曜日） 午前10時00分

4. 出席議員（10名）

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	永安文男君	2	浜野 亘君	3	永田勝美君
4	長谷川忠君	5	阿部 豊君	6	橋本義雄君
7	平田康範君	8	須藤敏規君	9	川副善敬君
10	淡田邦夫君				

5. 欠席議員（なし）

6. 法第121条による説明のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	古庄 剛君	副 町 長	大瀬忠昭君	教 育 長	黒川雅孝君
総務理事	迎雄一朗君	事業理事	川内野勉君	総務課長	中村義治君
企画財政課長	今道晋次君	住民福祉課長	大平弘明君	税務課長	内田明文君
保険環境課長	藤永大治君	会計管理者	川崎順二君	建設課長	山本勝憲君
水道課長	橋川貴月君	産業経済課長	藤永尊生君	農業委員会事務局長	金子 剛君
教育次長	水本淳一君				

7. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
議会事務局長	松本孝雄君	議会事務局長補佐	松本典子君
議会事務局書記	山藤宏太君		

8. 本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

- (1) 6番 橋本 義雄 議員
- (2) 2番 浜野 亘 議員

- 日程第3 議案第1号 災害による被災者に対する佐々町税の減免に関する条例の一部改正の件
日程第4 議案第2号 佐々町国民健康保険税条例の一部改正の件
日程第5 議案第3号 佐々町後期高齢者医療に関する条例の一部改正の件
日程第6 議案第4号 佐々町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める
条例制定の件
日程第7 議案第5号 佐々町指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する
条例の一部改正の件
日程第8 議案第6号 佐々町介護保険条例の一部改正の件
日程第9 議案第7号 佐々町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等
に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例等の一
部改正の件
日程第10 議案第8号 佐々町介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の一部改正の件
日程第11 議案第9号 佐々町立幼稚園設置条例等廃止の件
日程第12 議案第10号 佐々町公民館設置条例及び佐々町公民館使用料条例の一部改正の件
日程第13 議案第11号 佐々町住民総合センター設置条例の一部改正の件
日程第14 議案第12号 佐々町体育施設条例の一部改正の件
日程第15 議案第13号 佐々町都市公園条例の一部改正の件
日程第16 議案第14号 佐々町消防団設置条例の一部改正の件
日程第17 議案第15号 佐々町防災会議条例の一部改正の件
日程第18 議案第16号 道路認定変更に関する件

9. 審議の経過

(10時00分 開議)

— 開議 —

議 長（淡田 邦夫 君）

おはようございます。

本日は、平成30年3月第1回佐々町議会定例会の本会議の2日目です。

本日の出席議員は全員出席です。

これから本日の会議を開きます。

— 日程第1 会議録署名議員の指名 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則の規定により、6番、橋本義雄君、7番、平田康範君を
指名します。

— 日程第2 一般質問（橋本義雄議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第2、一般質問を昨日に引き続き行います。

それでは、質問書の通告の順に発言を許可します。

一括質問・一括答弁方式により、6番、橋本義雄議員の発言を許可します。

6 番（橋本 義雄 君）

それでは、議長のお許しを得ましたので、一般質問に入らせていただきます。

本日は、まちづくりについてと、地場農産物の活用についての2問を質問させていただきます。

最初にまちづくりについてであります。町長は、総合計画の後期計画の中で、まちづくりの軸として佐々川を上げられ、佐々川の豊かな自然環境を保全するとともに、さまざまな自然体験のできる軸づくりを進めていきたいとあります。本年は、河津桜はちょっとおくれましたが、今年も春を告げるシロウオがのぼってきております。また、シロウオが過ぎた後にはアユ、それからモクズカニ、ウナギといった動植物がのぼってまいりますけども、すばらしいこの環境の佐々町を、町長はどう思われますか。それからウナギなどは、秋には大きく成長して佐々に戻ってきます。この自然環境をまちづくりにどう生かしていくか、町長はどう考えておられるかをお聞かせください。

それから、本年の小学生のアユの放流についての計画はありますか。あれば、町長も一緒に参加する気がありますか。小学生にとってはいい思い出になると私は思います。

先日来、シロウオまつりがありましたけども、シロウオのシロウオまつりの成果も後でお聞かせください。

それと、地場農産物の活用についてであります。近年、各地で地産地消の取り組みが行われています。地域で生産したものを地元で消費する取り組みで、安全安心の食材の提供と、何より生産者の意欲向上につながればと思います。取り組む考えはあられませんか。皿山直売所では給食など野菜など給食に納めておられますが、納入品目を設定し、本格的に取り組んでいったらどうでしょうか。佐々町の農家は米主体がほとんどです。給食だけでなく、地域の地元の米を地元で消費する取り組みを考えてみたらどうでしょうか。この2問を質問します。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

まちづくりについてということで、浜野議員から御質問で――

議 長（淡田 邦夫 君）

浜野じゃない。橋本です。

町長。

町 長（古庄 剛 君）

あ、橋本議員から、すいません。佐々川の自然をどう思われるかということでお話がありまして、私もこのすばらしい自然という、大変美しい自然でございますので、これはやはり後世に残すように、我々も町民の皆さん方も一緒になって、やはり努力しなきゃならないと思っています。

議員も御承知と思いますが、平成27年度に策定いたしました、まち・ひと・しごとの総合戦略の中において、佐々町の生涯活躍のまちづくりということで、向けて、今、進めているところでございまして、平成28年度から、内閣府からの地方創生加速化交付金というのを受けて、29年度には国土交通省の地域プラットフォーム形成支援ということで、支援を受けながら、そういう組み立てをしているところでございます。

その組み立ての中に、佐々川というのをまず第一に掲げて、学びの場というのを設けながら、

自然環境をはじめとしまして、歴史、文化、それに教育などのさまざまな分野において、住民同士のつながりといいますか、そういうのを構築しながら、小さいときからお年寄りの方々まで、いわゆる多世代で交流を深めて、地域づくりをできないかということで、町として今準備を進めているところでございます。

そうした検討を進める中で、慶應大学の岸先生をはじめ、有識者の皆さん方に、佐々川について、先ほどお話がありましたように、シロウオの遡上とか、カブトガニの産卵場があるということで、ハクセンシオマネキとかハマグリなどの生息しているということが説明しましたところ、やはり佐々川には軽く 100 種類の絶滅危惧種というのが生息しているんだろうということによっていらっしゃるわけでございます。

特に佐々川の恵みが河口に広がる干潟を生み出しているというお話をいただきました。また、九十九島の生物多様性についても、佐々川の自然豊かな環境に影響しているのではないかとということで、お話も県からもいただいたところでございます。やはり、そうした自然環境を将来の世代に引き継ぐというのが、やはり佐々川の恵みにより生活をしている私どもにとって、やはり重要な使命ではないかと考えているところでございます。

やはり、そうした佐々川の自然環境を保全するにしても、やはり佐々町だけで取り組むというのはなかなか厳しいところがございます。やはり世知原とか吉井を含む佐々川流域という捉え方で進めていかなければならないのではないかと考えておきまして、そうした取り組みを進めるために、平成 29 年度に佐々川流域再生会議というのを発足させまして、やはり佐々川の自然環境を守り続けていくというための検討を進めたところでございます。

以前にも説明させていただきましたが、佐々川の自然環境を保全するという仕組みとしまして、官民連携の対応というのが、可能性というのを国土交通省のほうから支援をいただいて、調査研究を今進めているところでありまして、具体的な仕組みが、体制が整い次第、議会の皆さん方にも御説明をさせていただければと考えているわけでございます。

それから、もう一つは、学校におけるシロウオの放流事業ということでお話がありました。これは、教育長のほうから御説明があると思えますけど、どちらにしましても、この前の――

学校のシロウオ放流については、教育長のほうから答弁をさせていただきたいと思えます。

それから、この前のシロウオまつりのことにつきましては、産業経済課長のほうから、この前、たくさんの方が来ていただきまして、盛大に終わったと思っております。天気もよかったし、それについては、詳しいことについては産業経済課長のほうから説明させますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。（議長「町長、もうひとつ、アユの放流。」）

だから、アユの放流事業については教育長が。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

アユの放流についてでございますけれど、ことしは佐々川内水面協議会主催による佐々川沿いの小学校である佐々小学校、それから佐世保市の吉井南、北小学校において、佐々小の場合は 3 年生全児童を対象にしたアユの放流事業を、ことしは 3 月に行おうというふうに考えているところです。

教室において、アユの遡上について、また、佐々川の生物環境等について研修行っていただいた後に、小春橋付近でアユの放流を行おうというふうに考えております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長 (古庄 剛 君)

これについても、町長も一緒に参加してはどうかというお話がありました。時間があれば、私も一緒に参加して放流をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 (淡田 邦夫 君)

産業経済課長。

産業経済課長 (藤永 尊生 君)

昨日、3月4日にですけれども、河津桜・シロウオまつりのほうを開催いたしまして、天候もよくて、参加者のほうも結構多かったかと思っております。

ただ、河津桜のほうはまだ天候が悪い部分もありまして、まだ一分咲きにもなってなかった状況だったんですけれども、多くの参加者のほうをいただいているというふうには思っております。以上です。

議 長 (淡田 邦夫 君)

6 番。

6 番 (橋本 義雄 君)

今、説明がありました。アユの放流については、子供たちのいい思い出になるし、ぜひ教育のためにも続けていただきたいと思いますし、町長もぜひ参加して、一緒にアユを放流してもらったらと思います。

それから、シロウオまつりでにぎわいましたということですが、まず、シロウオはシロウオのまつりのときには食べられますけれども、やはりせっかくのシロウオ、長崎県にないシロウオがありますので、期間を限定しながら、地元の人にも食べさせる、よそからも食べられるというような方法を考えたらどがんでしょうか。

例えば、まだ桜は今から咲きます。ですから、例えば、シロウオの1週間なら1週間で限定として、商工会の皆さん方の食堂とか、そういったところをお願いをして、1週間ばかりはシロウオの料理を食べさせるところをつくらどがんかと思いますが、その点を一つ。

それから、シロウオもそうですけれどもアユもそうです。シロウオも今上ってきて産卵し、すぐまた海に帰ります。アユも秋になって佐々に帰ってき、そして、そこで産卵し、また海に戻ります。そして、春を待って、佐々川にまた上ってくるわけですね。もう、ということは、佐々川がアユもシロウオも生まれるところなんです。ですから、そういったことを考えて、やはりシロウオ、また、アユが多くとれるようなことをやっていかなきゃいけない、私は思います。

本当に佐々川の宝じゃないのかと思いますし、とにかく育てることは皆さん方、県のほうに、また、国のほうにということで、大学の先生まじえて調べておられます。そういった結果を踏まえて、やはり内水面の方たちだけに頼らず、やっぱり産業経済課が受け持ちなら、産業経済課で、その年のシロウオのあり方、また、上ってくるアユの生息のあり方などを、やっぱりずっと1年1年現場で見ながらつくと、大体、その生育の仕方がわかってくると思うんです。

ですから、そういうことも踏まえて、やっぱりもう少しよそばかり頼らずに、自分たちでも県のほうと一緒に調べて、そしてふやしていくというような策をとったらもっとふえるんじゃないかなと思います。

シロウオについては、ちょっと読みましたら、一夫一婦制だそうです。大群でばっと上って

きて、集まったら夫婦で子供を育てる、そういうふうを書いてありました。雌が卵を産めば、産んだら雄が 1 週間卵を育てて親は死んでいくと。そして、海に戻ると。子がかやったら海に戻る。そこが全部佐々川の佐々で行っています。

ですから、そこんところをもう少し考えながら、頑張っていたらもっとふえるんじゃないかなと思います。

それと、佐々川のウナギ、それからモクズガニです。ウナギというのは、もうずっと戦後からウナギ塚ちゅう塚でとられておるんです。まだまだ今、ウナギが少ない少ないと言われながらも、まだ佐々川はウナギが下ってきております。

そういうことから、ウナギ塚も簡単につくれんとです。やっぱり後継者といえますか、先輩に習ってしないと、もうせっかくのいい漁法が途切れてしまうと、そういうことでありますので、やはりウナギ塚というのも勉強しながら、そして、ウナギを捕獲して、まちづくりにつなげていくと。どこやったか、川棚のほうもそういったことをしながら、この前ちょっとテレビに出てましたけど、まだまだそういったウナギも下ってきますし、カニもたくさんまだ下ってきます。

そういったものをやっぱり観光につなげていく、そういう佐々町の川の恵みがあるわけですから、そこんところをもう少し考えていったらどうかと思います。

それと、2 点目の地産地消についての説明をお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

先ほどシロウオの関係でお話がありました。食べさせるところがなかなか難しいと。これも、いつもいつもシロウオというのがなかなか漁がかちとして決めてない、決まってとれないもんですから、なかなか商売さす人も、これがなかなかできないと。それが手間がかかるということで、ただ、その期間中は、何店舗かシロウオを食わせるところは、シロウオ料理というのはのぼりを出してますので、そこで食することができると思っております。

しかしながら、どちらにしましても、やはり佐々川の環境というのは十分やはり守っていかなくちゃならないと。これが、量が少なかったりするわけです。例えば、前、調査したのは、ガソリンスタンドの前のほうで産卵をしているということで、これは長崎大学で前、調査をしていただきました。そういうことで、やはり一番は、環境を、佐々川の環境を守ることが一番大切なことではないかと。これはモクズガニもウナギもそうですけど、そういう方向で、今後、やはり環境を守りながら、いつまでもやはり四手網漁とか、ウナギ塚ができるような、町としましても、それを環境を守るような仕組みを今後ともつくっていかなくちゃならないと。それには、やはり内水面協議会とか、各種団体とやはり協力をして、県のほうの指導助言を受けながら、十分やっつけていかなくちゃならないんじゃないかと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それからもう一つの地産地消の取り組みでございます。地産地消ってなかなかこれはもう難しいわけでございます、やはり生産者側では、やはり適地適産といえますか、そういう農業の担い手の育成とか、やはり農業の農地の有効利用ということが図ることができれば、やはり消費者側は、今度は地元のを消費しようという意識の向上といえますか、食育とか、そういう方向で進んでいくんじゃないかと思っておりますけど、やはりそういう両方が結びついて、地産地消というのが図られるんじゃないかと思っております。

これを結びつけるというのが、今の現状ではなかなかないわけでございますけど、皿山直売所をやはり存在があるわけでございます。しかしながら、やはり直売所においても、高齢者、

高齢化がなってるということで、出荷量の減少とか、やはりそういう出荷者自体の減少が進みまして、なかなかうまくいってないということもあるわけでございます。

今後、そういう課題とか利用者のニーズというのも、やはり計画的に商品を取り扱うようなお願いをしていくというのが大変重要なことではないかと思っております。

どちらにしましても、町としましても、地元の食品、特産品、安全な食べ物を使うというのは、我々もそういうことで思っていますし、やはり学校とか、取り扱うところ、学校給食とかなんかいろいろありますので、それを優先的にしていくということと、それからやはり町としましても、そういうことを地元産品といいますか、地産地消を取り組みを今後ともやっていかなきゃならないと思っていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長 (淡田 邦夫 君)

6 番。

6 番 (橋本 義雄 君)

内水面についてですけども、内水面の方々が今、一生懸命やっておられますし、ことしは佐々町が事務局だというふうに聞いております。

それで、一つ、アユについてですけども、佐々川でどのくらいアユを放流すればアユが健全に育っていくのかというようなことも、まず考えていかなければいけないんじゃないかと思えます。

それから、アユを放流して育って下ってくる中で、この前も言いましたが、鵜の鳥が構えとって食べてしまうというようなこともありますし、その対策も考えていかなばいかなちゃんかなろうかなと思えます。

それから、今、可動井堰で幾つかありますけども、魚の上るところの改良もやっていかなばいかなとかなって思うんですけど、これはなかなか予算がありますので、ただ、今、一番上の藤田井手って、神田の田原のところの可動井堰があったんですけど、43年につくられたものが、大体、もう末代大丈夫ですよと言ったものがもう崩れて、そして今、産業経済課で川添地区の補修があります井堰の固定井堰から神田はもらっているんです。これは松瀬井堰といいます、市瀬さんにお世話になってるんですけども、昔のところがまだこうしてやっていると、今後また可動井堰が崩れたり云々ということもありますので、そういうときしか改良ちゅうのはなかなかできないとは思いますが、その改良と、そうしたときの崩れたときには、やはり固定井堰をとって、昔のようなつくり方をすると、魚も育っていく、上って行って育っていくんじゃないかなという気がします。そういうことで、そこもちょっとお尋ねをします。

それから、地産地消のことについてですが、食育推進基本計画や教育振興基本計画ちゅうのが町のほうでなされております。その中に、食育についてはちょこっとしか書いてないんですけども、やはり米飯給食の普及を進めていくことが地元の米の販売につながっていくんじゃないかなと思えますので、給食について、今、どのくらいの米の給食があつてるのか。そして、どういうふうを考えておられるのかをお聞かせください。

議 長 (淡田 邦夫 君)

副町長。

副 町 長 (大瀬 忠昭 君)

今の佐々川の井堰のことでお話ございました。この井堰につきましては、もう随分以前になるかと思えますけれども、なかなか魚が遡上しないということで、県にお願いしまして、各井堰、ずっと改良を行った経過もございます。

今、お話聞きますと、それでもやはり遡上に支障を来しているということでございます。よくちょっと聞き合せて、また、県とも対応してまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
教育長。

教 育 長（黒川 雅孝 君）

学校給食における佐々産のコシヒカリ等の利用について、使用について——ヒノヒカリの使用についてのお尋ねでございますけれど、本町の学校給食におけるヒノヒカリの利用、佐々産のヒノヒカリの利用は、県学校給食会が全農長崎に依頼し、玄米、原料の玄米を確保していただいて、それを精米、そして調理して学校に送付していただく流れというふうになっております。

ですから、町内の 3 校で使われておる米飯は全て町内産のヒノヒカリということでございます。

なお、町内小中学校で、平成 27 年は 1 万 1,530 キログラム、28 年は 1 万 1,390 キログラムの佐々産ヒノヒカリを消費しているところです。大体、現在、米飯給食は 1 週間 5 日間のうちに 5 分の 3 から 5 分の 4 ぐらい、パンのほうが少ないという状況でございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
町長。

町 長（古庄 剛 君）

佐々川におけるアユの放流と申しますか、そういうことが今お話がありました。これは、佐々川内水面協議会のほうで、多分、私がおるときには聞いた話では、佐々川の下流だけじゃなくて、中流、上流も放流をすると。数とかなんかは、ちょっと今、産業経済課長のほうに資料があればわかると思えますけど、どれくらい放流しているのか、ちょっと数はわからないんですけど、そういう放流を、仕方をやっていると。昔、私が聞いたのは、世知原の方がアユが上ってこないって言わすわけですね、そういうことで、こちらのほうにも放流してほしいということで、多分、吉井域と世知原域のほうと、それから佐々川の下流域と放流をやってるんじゃないかと。これは、昔はそういうことで話は聞いた記憶はあります。

ただ、今、どれくらい数がしてるのかは、今、産業経済課長のほうからわかると思えますけど、調べればわかると思えますので、よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）
産業経済課長。

産業経済課長（藤永 尊生 君）

アユの放流に関しましては、近年ですと、大体 1 万 5,000 から 6,000 のほうで、佐々と吉井と世知原、構成しています団体のところでそれぞれ放流するようにしております。

一応、今年度につきましては、佐々と吉井のほうで、小学校をまじえて放流をしていただくというふうには計画を立てているところです。

以上です。

議 長 (淡田 邦夫 君)
6 番。

6 番 (橋本 義雄 君)

今、放流について説明がありましたけども、私が言っているのは、どのくらい放流をしたら量がふえて、そして魚が育っていくのかということなんです。それはたくさん放流するのがいいんですけども、たくさんするばかりが育てる方法じゃないと私は思うとりますので、そこんところも研究に入れて、してもらえばと思います。

それから、給食についてですが、やはり地元の野菜も少しずつ取り入れておられるようであります。それで、やはり町長は、きのうから農業については方法がないみたいな形をとっておられましたが、きのうの議員さんの質問に対して。私も農家出身ですので、農家として野菜をつくる、そして自分たちで野菜をつくって食べるというのが昔からやってましたので、そういったことを、まず地域で、地域に例えば産業経済課の人たちが出ていって、野菜づくりの会合をしながら、やっぱり野菜づくりのムードを盛り上げていく、やっぱり意欲を持たせるということが一番今の農業政策に必要じゃないかと私は思うんです。

ですから、昔は農協に来てくださいと言って会合をして、こういうことをやってくださいとか、そういう説明の仕方があったんですけども、現在はそうじゃなくて、例えば神田なら神田の町内会に行って、生産組合が2つありますから、その人たちと話し合せて、そして野菜をつくらうじゃないかと、そういうムードを持っていく、そういうことが一番今から大事になってくるんじゃないかなと思います。

それと、リーダー不足と言いますけども、リーダーはつくらなきゃ出てこんどですよ。そいけん、例えば高齢化して、何もできないと言いますけども、まだまだ65過ぎたから、70過ぎまでは、現役で農業ができるわけですから、その人たちと、やっぱりその人たちが一時は背負っていかなければ農業は成り立っていかないと思うんです。その人たちを元気づけることをしながら、野菜づくりをやらうじゃないか、そういうムードを盛り上げて、地域地域が頑張っていく、そういうことをやはり私は言いたい。

それから、やはり何といても直売所を中心とした農業のあり方、地産地消の勧め、そうした学校給食への配布、そして地元の米は地元でというものを、直売所で売って、今も売ってますけども、やはりそれを配達してやるとか、そういった地元の米を推進することによって、米農家が米が売れば、こう言ったら失礼ですけども、今、スーパーにあるのはもうよその米ばかりです。佐々町の米は置いておりません。

そういうことで、佐々町のうまい米を地元の人たちに食べてもらうための工夫といったら、やはり今のところは直売所しかない。それと学校給食しかない。そういうことですので、そうであれば、農家の方々が一生懸命つくられるような雰囲気をつくりながら、もう一回直売所を再生させて、直売所ができたはなみたいにやっていくことが農業の振興につながる。私はそういうことで、産業経済課の皆さんにはお世話になるかと思いますが、やはり皆さんと一緒に溶け込んで、そして何を考えておられるのか。ただ、年に1回、公民館に来て、農業の話をして帰られる。それじゃ、やはり進んでいかない。そういうふうに思いますが、どうですか。

議 長 (淡田 邦夫 君)
町長。

町 長 (古庄 剛 君)

大変難しい御質問でございますけど、やはり今、橋本議員が言われました直売所、これはもちろん大事にしなきゃならないわけでございますけど、やはり直売所の野菜を我々も推進はす

るわけでございますけど、やはり直売所で買われる方といいますと、たくさんよそからも来られます。しかしながら、品物が無いという方もたくさんおられるわけです。行って、あと品物が不足しているということでございますので、先ほど橋本議員が申されましたように、町としてやはり野菜をつくってもらうような仕組みを考えなきゃならないということは我々も承知しているわけでございます。

そうすればどうするのかと。やはり特定品目については、今、全体的な補助があるとか、いろんなこれをつくれば補助がありますよということだけで済むのかということ。だから今、お年寄りの元気な人たちが、小さいながらも100坪とか50坪程度の畑で野菜をつくっていらっしゃる。そういうことを、例えばつくっていらっしゃる方に何らかの援助をするのか。

それともう一つは、やはりつくっていただいて、その後、直売所に持っていきのかなか厳しいと言われる方もいらっしゃるんです。だから、それを直売所のほうで集めていただくのか、やはりそういうことを全体的に直売所の連絡協議会じゃないですけど、その中にあるわけですから、そこら辺を十分自分たちも考えていただいて、町としてできることは援助して話し合いをしてやっていかなきゃならないと思っていますけど、どちらにしましても、我々もそういう地産地消というのをやはり優先的に考えて、佐々町のものは佐々町で処理するような仕組みというのは、今後、できる限り考えていきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
6 番。

6 番（橋本 義雄 君）

ありがとうございます。やはり、今ちょっと、町長がいいことを言われたと思うんですけども、やはり、そういった直売所に持って来きらん部分については回収をしながら、野菜を集める、そういうことも考えなきゃいけないなと思います。

ただ、私は、直売所について、やはり皆さんがそこに集まれるような体系をまずとる。さっき言ったように、地域地域でいいものがありますので、地域地域をまとめながら、そしてもう一回、直売所の再建を、今もやっておられますけども、佐々町に直売所ありというようなことを考えていただければと思います。

それから、もう一つ忘れてました。さっきちょっとハマグリのことを口にされましたけども、ハマグリについてはどういうふうになってんですか。やっぱり佐世保市との共存でやらなきゃいけないのか、やはり子供のころからハマグリを——（私語あり）すいません。終わります。

議 長（淡田 邦夫 君）
いいですか。以上で、6 番、橋本義雄議員の一般質問を終わります。
50分まで休憩いたします。

（10時43分 休憩）

（10時54分 再開）

— 日程第 2 一般質問（浜野亘議員） —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、一問一答方式により、2 番、浜野亘議員の発言を許可します。2 番。

2 番 (浜野 亘 君)

2 番、浜野亘です。議長の許可をいただきましたので、通告一覧表のとおり、3つの項目についてお尋ねをしたいと思います。

私は、佐々町をもっとよか町にするため、福祉、教育、環境の整備と充実を図り、地域の皆様方に奉仕の精神で、課題解決に向け取り組んでいきますというようなことを表明しております。

それで、関係する項目について質問と、それから今まで質問してもなかなか前向きな御回答をいただけなかったので、提案をさせていただきたいというふうに思います。

東日本大震災が間もなく7年を迎えようとしております。私が在職しておりますときに、ちょうど3月11日は本会議があつて、総務課長が一報を入れていたのを思い起こしております。本当にことしは豪雪でございまして、佐々町は本当に住みやすい町だなというようなことを思っております。さらにいい町にしたいということで提案をさせていただきますので、どうぞよろしくお尋ねしたいと思います。

まず最初の質問ですけれども、福祉保健政策の基本となる地域福祉計画の策定期間についてお尋ねをいたします。

法律にはさまざまありますが、その中の社会福祉法第107条では、市区町村の地域福祉計画について規定され、第108条には都道府県における地域福祉支援計画が規定されております。そこで、長崎県は、長崎県福祉保健総合計画を5年ごとに策定し、策定し直しております。一方、総合計画の次に位置づけられます地域福祉計画は、全国的にも、市のレベルでは既に策定済みと聞いております。

そこで、町長にお尋ねをいたします。長崎県内の地域福祉計画について、13市と8町の最近の策定状況をお伺いしたい。また、この地域福祉計画について、佐々町の第6次総合計画の後期計画にも記述がありません。長崎県から策定するよう指導がされていると思いますが、地域福祉計画の策定はいつごろを予定されているのか、併せてお尋ねをいたします。

議 長 (淡田 邦夫 君)

町長。

町 長 (古庄 剛 君)

各市町村につきましては、担当課長のほうから説明させます。

地域福祉計画というのは、先ほどおっしゃったとおり、平成12年6月の社会福祉事業法等の改正によりまして、社会福祉法ということで新たに規定された事項でございます。

議員が御質問の内容のとおり、社会福祉法の第107条に市町村地域福祉計画について問われておりまして、市町村は地域福祉の推進に関する事項として、地域福祉における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項、それから、地域における社会福祉の目的とする事業の健全な発達に関する事項、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項など、一体的に定める計画を策定するように努めるものとされているわけでございます。

県が、先ほどお話がありましたように、策定する地域福祉支援計画については、社会福祉法の第108条に記載がありまして、それに基づいて、長崎県においては平成13年度から5カ年ごとに長崎県の福祉総合計画として策定されています。

現在、平成28年度から平成32年度までの第3期計画期間となっております。現在把握している県内の市町村の策定率というのが71.4%でございます。うち市は、全市で策定をされている、先ほど言われましたとおりです。策定されておりまして、町にあっては2町の25%の今策

定率ということになっております。全国的に平成29年の4月時点で74%の策定率となっておりまして、市、区では、89.7%、町村部では60.3%の策定率となっております。

本町におきましても、地域福祉計画の策定について、その必要性というのは我々も大変認識しているところでございます。

しかしながら、地域福祉計画の策定には、各計画というのが一番上位になりますので、各計画とのやはり整合性、調和を図りながら進めていく必要があります。策定に向けての道のりというのは大変厳しいと考えておりますが、次年度以降、計画策定に向け取り組みますように努力をしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
2 番。

2 番（浜野 亘 君）

長崎県の全市13市は策定済みということと、それから8町のうち2町のみ策定ということで、今、御回答をいただきました。ということは、6町がまだ未策定というような状況でございまして、ちょっと30年度以降というのが、私が尋ねているのはいつなのかということですので、30年度以降ということは延々に続くわけです。その辺について、お願いをしたいと思います。御回答をお願いしたいと思います。

それでは、策定予定とのことですので、詳しくは新年度予算策定期に———すいません。予算勉強会時に資料を提出されると思いますので、そのときに尋ねるようにしたいと思います。

しかしながら、住民の方にも関心がおありだと思いますので、少し尋ねさせていただければと思います。

先ほど町長が言われたように、平成12年に改正されているんですけど、施行は平成15年4月に施行されております。

私の質問とちょうど予算の計上時期ということですので、そこは30年度に組んでいるのかどうかということでお尋ねをしたいと思います。よろしく申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（大平 弘明 君）

議員の御質問でございすけども、予算のほうはまだ上程前ということですが、一応、予定としましては30年度の予算のほうで御相談をさせていただきたいというふうに考えております。

なお、先ほど町長が御説明したとおり、なかなかこの計画の策定というのは、他の計画、そういったものとの調整、整合性を図っていかないといけないということもあります。

議員の御質問にもありますように、総合計画との整合性、こういったことも含めて進めていかないといけないような状況になるかと思っておりますので、単年度ということではなくて、2カ年程度をめどに進めさせていただければというふうに考えておりますので、また、勉強会の折に御説明をさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
2 番。

2 番（浜野 亘 君）

ちょうど私の質問とタイミングがちょうどマッチしております、一安心というところなんですけれども、これからが大変だということで、今、担当課長からお話がありましたけども、それで、県からの指導は、文書等で来たんでしょうか。この回答をちょっとお願いしたいと思います。

議 長 (淡田 邦夫 君)

住民福祉課長。

住民福祉課長 (大平 弘明 君)

県からといいますと、まず、県ではこの制度自体が現在努力義務ということになっておりますので、県のほうとしましては、極力進めるようにということは毎回お話はあっております。しかし、強制的ではないために、努力義務ということになっておりますので、その点につきましては、県下の状況のお知らせとか、そういったことで調査をされているような状況でございます。

以上です。

議 長 (淡田 邦夫 君)

2 番。

2 番 (浜野 亘 君)

先ほど、町長から全国の町の平均が、町村の平均が60.3%ということで、長崎県は25%、全国的に低いです。それなのに指導はなかったんですね。その回答は要りません。

次に、以前は毎週のように社会福祉協議会の事業が新聞に掲載され、福祉の町佐々町と言われておりましたが、最近では見かけることが少ないようです。それでも、災害ボランティア研修など、地道な活動をされております。

そこで、今担当課長からありましたように、地域福祉計画を作成するためには、佐々町社会福祉協議会が策定されている地域福祉活動計画が重要だというふうに感じておられるようです。また、佐々町総合計画とのすり合わせ、今言われましたけども、そして佐々町身体障害者福祉協会やそのほかの福祉団体など、庁舎内の他部署におかれましても保険環境課がかかわってくるとも思いますけども、調整を図るなどの業務が多岐にわたるとも思います。

今回は、予算要求段階での概略を少しだけお願いできればと。例えば、単年度でつくるものなのかと。それから、住民アンケートをされるものなのか。策定委員会を予定されているのか。業者にそれを委託されるのか。その辺で、予算要求時点での話を、概略をさせていただければと思います。

議 長 (淡田 邦夫 君)

住民福祉課長。

住民福祉課長 (大平 弘明 君)

一般的なお話になろうかと思いますが、まず、先ほど議員がお話がありましたとおり、各関連の計画がございます。佐々町健康増進計画、佐々町食育推進計画、それから佐々町障害福祉計画、佐々町障害者計画、それから子ども子育て支援計画、さざっ子育てプロジェクト、そして高齢者福祉計画及び介護保険事業計画、それから地域防災計画、それから先ほどありましたように、社会福祉協議会の社会福祉協議会活動計画、こういった計画の中で調整をしなければならないというふうな状況であろうかと思っております。

それから、先ほどのどのような進め方を行うかということになってきますけども、まず初年度でいきますと、通常は、やはり住民のアンケートであったりとか、各団体、活動されている団体等からの聞き取り、ヒアリング、そういったこと。それから、やはり各、今お話ししました計画の内容につきましての共通点、整合性等を図っていく、そういったことをしながら、地域の懇談会とか、あとはそういったものをまとめて、今後、自治体の取り組みとしてどういうふうな計画に結びつけていくか、そういったことを組み立てていかなければならないというふうに考えております。

それが整いましてから、原案となります地域福祉計画、それから活動計画、こういったものを県の計画と、あとは本町の総合計画、こういったものとすり合わせていながら、最終的に計画書の策定に向けていかなければならないという考え方をしておりますので、やはり長期にかかわるということで御協力をいただきたいというふうに考えております。よろしく願います。

議 長（淡田 邦夫 君）

2 番。

2 番（浜野 亘 君）

担当課長のほうは十分認識されているようですので、地域福祉計画が福祉でまちづくりにつながるように期待しまして、最初の項目を、質問を終わりたいというふうに思います。

続いて2問目ですけども、皿山公園、以前、西部自然公園事業ということで、補助事業でされておりましたので、括弧書きで書いております。及び北部運動公園の整備方針についてお尋ねをいたします。

分けたほうがよかったですけども、もう項目を出しておりますので、最初の1問目だけは、併せて回答していただければと思います。すいません。

皿山公園は、西部自然公園事業により平成5年8月に再整備をされましたが、ローラー滑り台等の遊具施設が老朽化等により危険な状態となり、ここ数年使用不能となっており、先月に、2月末にやっと撤去工事が終わりました。一方では、南部運動公園横に新たな公園、でんでんパークが整備されました。また、昭和63年3月に完成した北部運動公園は、年々利用者が減少しているようです。

そこで、町長にお尋ねをいたします。平成20年くらいからの利用状況についてお伺いします。また、皿山公園や北部運動公園の整備方針についてお尋ねをいたします。よろしく願います。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育次長。

教 育 次 長（水本 淳一 君）

御質問のでんでんパークさざの利用者調べでございますが、完成後の26年度から3カ年、28年度までの実績につきまして説明させていただきたいと思っております。

平成26年度の利用者の年間全体人数でございますけれども、1万2,608人、1日平均41人となっております。それから、平成27年度1万7,300人、1日平均57人。平成28年度でございますが、全体で2万2,811人ということで、1日平均74人ですね、年々平均的に上り調子になっておるようなグラフになっております。

北部のほうもですか。北部のほうですね、すいません。北部、すいません。でんでんパーク、今言われたもんで、すいません。北部グラウンドの使用状況でございますが、過去10カ年の人

数を把握いたしておるところでございます。

平成20年度が全体で年間12カ月で4団体の329人でございますが、現在、平成29年度が現在34団体334人というふうな状況でございます。間を飛ばしたわけでございますが、この10カ年の平均の団体数でございますが、平均でいきますと10カ年の平均が336団体、年間でございます。延べです。平均が33.6団体。平成29年、延べ4,066人、これ全体10カ年ですが、単年度に直しますと406.6人というふうな状況です。平成20年度と平成22年度が、市瀬町内会の運動会、すいません。参照ということで、これが9月に行われておりまして、町民運動会がないときでございますが、300人の利用者があったという状況も過去もございます。これにつきましては、現在、減少傾向にあると、議員御指摘のとおりでございます。

以上です。

議 長 (淡田 邦夫 君)

2 番。

2 番 (浜野 亘 君)

今、北部運動公園、それからでんでんパークについては質問してなかったんですけど、利用状況について、回答をいただいて、ありがとうございます。

まず、先ほど言いました公園として質問を一緒にしたんですけども、非常にわかりにくいと思いますので、まず、皿山公園についてお話をさせていただければと思います。

今の状況を見ますと、去年は以前よりも草刈りや剪定など、管理をされているというふうに思います。しかしながら、皿山公園の菖蒲園では、ツツジの花などが咲くころには、介護施設などの利用がありましたが、遊具施設があるファミリーランドは、ローラー滑り台のところです。今まで保育所や幼稚園の園児、佐々小学校の児童や中学校の生徒さんが、遠足や写生大会の利用をはじめ、家族連れなどでにぎわっておりました。しかし、来園されても、防護柵、要するにローラー滑り台が危ないということで防護柵があったり、草が生い茂っていたために、すぐ帰られておりました。

町長にお尋ねします。四季を通じて季節の花々が咲き、豊かな自然に触れ合えるというコンセプトは消えてなくなるようで心配でございます。数年もローラー滑り台が使えない状況で、撤去工事をされたかと思ったら、設置工事は来年度以降ということで、一気に整備するのではなく、長く利用できない状況を町長はどのように感じておられますでしょうか。お願いいたします。

議 長 (淡田 邦夫 君)

町長。

町 長 (古庄 剛 君)

皆さん方に大変町として、一番皿山公園が北部地区で大きいわけございまして、皆さん方に大変こういふことで御不便をおかけしたということで、大変申しわけなく思っております。

この公園につきましては、議員も御存じのとおり、平成28年度に佐々町の都市公園の施設という、長寿命化計画というのを立てておりまして、その前の年ですか、イノシシが入ってくるということで、後ろにずっとフェンスを、フェンス工事を行っております。フェンス工事が完成しまして、今度はローラー滑り台が不具合が出たことで、これは先ほどお話がありましたように平成30年度に工事を、新しい滑り台をつくるということで、今、計画をしております、予算要求も行っているということでございます。

そういう中で、やはり住民の皆さんに御不便をおかけしないように、今後ともやはり長寿命

化計画の中で、公園についてはやっつけていかなきゃならないと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

2 番。

2 番（浜野 亘 君）

ローラー滑り台なんですけれども、設置当時は九州一長い、しかしながらすぐに抜かれて、県一になったとかという評判が流れておりましたことは御存じだと思います。

佐々町は維持管理にお金をかけないのが多いと思います。そこでローラー滑り台も早く傷んでしまったのではないかというふうに感じております。

当初は、皿山公園も管理員を配置されておりましたが、廃止され、それで生い茂る時期が長くなり、遊べないようになっております。

このパンフレットなんですけれども、大自然に面し、ローラー滑り台やアスレチックなどがあり、子供たちや家族連れで1日ゆっくと遊べますと書いてあります。しかし、それとは関係なしに、維持管理が軽微で済むような公園づくりの計画だと、先ほど言いました公園の長寿命化計画の話です。だと思います。

ここで確認ですが、総合計画の後期計画の中に、33ページに記載されております皿山公園と千本公園の利用者数は、平成32年の目標値2,500人というのは年間利用者数なんでしょうか、お尋ねをしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩します。

（11時17分 休憩）

（11時18分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長。

建設課長（山本 勝憲 君）

ただいま御質問されました総合計画の33ページの2,349人、現状値、目標値が2,500人となった点につきましては、年間の数字ということでございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

2 番。

2 番（浜野 亘 君）

過去の町勢要覧、幾つもある分だけ持ってまいりましたけれども、それを見ますと、皿山公園は必ず大きく掲載されておりました。今は町のホームページでも影をひそめております。部分的にしか捉えられておりません。歴代の町長は、皿山公園に力を注いでこられたというふうに思いますけれども、しかしながら、総合計画の後期計画の中に、平成32年の利用者数の目標値が年間で2,500人なんてどうかと思います。何かイベントをすればすぐ達成できる人数じゃない

んでしょうか。と思います。先ほど言いました学校の利用とか。

平成26年の今、建設課長が言われたとおり、利用者数が2,349人だったので2,500人という達成できそうな数字にされたのではないかというふうにししか思えません。要するに、利用拡大を全然考えていच्छらないんじゃないかというのを言いたいわけです。町民の憩いの場であると書いてありますけども、利用計画がこんな数字になるというふう非常に残念でございます。

話は変わりますけど、平成29年8月29日の産業建設文教委員会で、公園施設長寿命化計画について説明がありました。その説明は、入り口が予防安全と、事後保全での検討であり、危険な遊具は撤去して、必要最小限での遊具の設置をするとのことでした。

しかし、この会議には町長は中座されておりますので、公園整備について利用を増加させる施策はお持ちだろうと思いますけども、どのようなお考えなのか、先ほど、佐々川も活用したと、直売所の話もありました。通ずる皿山公園ですよ。町長が、やっぱり何かお考えだというように思いますので、お尋ねをしたいと思います。

議 長 (淡田 邦夫 君)
町長。

町 長 (古庄 剛 君)
皿山公園というのは、皆さん御存じのとおり、位置づけというのは、やはり北部地区では一番大きい公園だし、佐々町でも一番大きな公園でございます。これは、そういうために、やはり皆さん方がよりどころちゅうか、集まって集うところということで、現在もしだれ桜まつりと、皿山公園の分です。それから、菖蒲まつりも、三大花まつりの2つは佐々町の皿山公園でやってるわけでございます。

そういう中で、直売所もあるわけでございますので、町としましては、今後ともやはり十分管理しながら、活性化にはつなげていかなければならないと思っておりますし、やはり公園の今、管理人さんがいないということもあります。そういうことで、やはり施設の整備については、やはり年間に通じた業者さんかなんか探しながら、委託をしながらでも、やはり検討しながら、十分な管理とか、そういうことでいつでも来ていただけるような仕組みを考えなければならぬと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 (淡田 邦夫 君)
2 番。

2 番 (浜野 亘 君)

では、平成25年3月に整備されましたでんでんパークについてなんですけども、最初に、何か数千万円をかけてつくり、その後、トイレや日陰がないなどの批判があり、億の金をかけたというような話を聞いたことがあります。その間、皿山公園や千本公園は手つかずの状態でございます。

平成26年度からの社会資本整備総合交付金事業都市再生整備計画で再整備された南部運動公園、サンビレッジさざ横のでんでんパークは、当初の工事費から幾らかかったかを教えていただければと思います。建設課長がいいかなと思いますけど。

議 長 (淡田 邦夫 君)
建設課長。

建設課長（山本 勝憲 君）

でんでんパークの建設費用ということで御質問いただきました。でんでんパークにつきましては、平成24年度に約6,400万ほど、工事費とその他もろもろの費用を含めてです。それから、25年、26年、27年と、25年につきましては、仮設トイレがなかったと、当時そこに、でんでんパークになかったということで、約120万ほど。26年度につきましては、そのための整備ということで、2,640万ほど。27年度が3,630万ほどということで、26年度から27年度の繰越事業もありまして、そういう形で整備されております。最終的には1億2,700万ほどがでんでんパークの整備費用ということで、諸経費も入れてですね、そういうような形で費用がかかっております。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

2 番。

2 番（浜野 亘 君）

それに比べ、皿山公園の公園長寿命化計画で、30年度に予算計上されてる金額は860万というふうに予算が載っております。31年度以降に幾らかの遊具をつくるというような説明でございましたけども、たいした金額にはならないかと思えます。1,000万もかからないというようなことで、えらい差があるなというような感じて思っております。

先ほど、町長が一番大きな公園ということで認識はされてるようですが、こういう予算組みでいいのかなというのは予算勉強会の折に話はいたしますけど、この交付金事業の変更について、先ほど言いました長ったらしい都市再生整備計画、省略しますが、平成29年12月1日の産業建設文教委員会で報告があり、町道牧崎市場線の計画と郷土資料館整備を削除し、新たに防災減災対策事業に取り組むとして、1度つくったハザードマップをつくりかえるなどの説明であり、1,700万円を手つかずの状態に繰越事業とするようなお話でございました。

なぜ、現実問題としてある数年来ファミリーランドは閉鎖状態にあったにもかかわらず、役場執行部の幹部会で皿山公園の整備に使うような話が出なかったのか、非常に残念です。有能な職員がいらっしゃると思うんですけども、一部分で進めると、こういうことになるのかなというふうに思えます。

それと、今までスキー場も草刈りもしていなかったし、草スキー場です。すいません。ファミリーランドの上に傾斜がありますけども、草ぼうぼうで、草スキー場とは思えないので、町長御存じないみたいですけど、草スキー場があったんです。つくってあったんです。

それから、管理棟からは利用できない状態でした。それで、直売所裏側の駐車場は利用が少ない状態でした。当初は九州一と言われておりましたけども、結構、利用がありましたが、先月、危険な遊具の撤去が終わり、それとともに魅力がなくなってしまいました。このまま進められると、皿山直売所の売り上げまで影響するというふうに思いますので、職員の英知を結集して再検討をお願いをしたいというふうに思えます。

もうここで提案をさせていただきます。例えばですけども、皿山公園に高齢者向けとして、ゆったりと過ごせる温浴施設、今、水が出ておりますので、もうちょっと深く掘れば温泉が出るんじゃないかということで考えてみました。

それから、先月3選されました中村長崎県知事が30年度から進められる健康長寿日本一に同調して、ウォーキングコースの整備、それから、若者向けとしてローラースケート場などとか、職員の皆さんが意見を出し合っしてほしいというふうに思えます。

ここで、町長、何かお考えありますでしょうか。なければ先に進みますけど。

議 長 (淡田 邦夫 君)
町長。

町 長 (古庄 剛 君)

今、先ほど費用比較をされましたけど、これは西部自然公園をつくる时候にも、西部自然公園って、今、皿山です。あれつくる时候にも何億ってかかっていますので、これもやはり新しい公園をつくる时候には造成からかかりますので、これは一概に比較できなくて、やはり修理とかなんか、今度出てくる时候には、やはり全体的な修理をしなきゃならないと。

それから、皿山の今、よくいいアイデアをいただきました。これは長寿命化のあれで、利用者をふやすという意味では大変すばらしいことじゃないかと思っていますけど、温浴施設も、もう少し深く掘れば、温泉が出るという話も私も聞いております。皿山地区にです。ただ、これを町でやるのか、そういうこともやはり考えなきゃならないと、やはり町でそういうこともできるのかということ。

それから、健康長寿日本一ということで、私も散歩ですか、散歩じゃないですけど、そういうウォーキングコースというのは、やはり佐々川沿いをずっと行って、皿山まで延ばすのが一番いいんじゃないかと思っていますし、そういう方向性というのは、今後とも十分考えていかなきゃならないと思っていますし、それから、ローラースケートについては、ちょっと十分検討させていただきたいと。

そういういろいろなアイデアを出して、職員間にもアイデアを出していただければ、それはみんなで話し合っ、そういうことができれば、町としてもやはり考えていくべきだと思っていますので、よろしく願い申し上げます。

議 長 (淡田 邦夫 君)
2 番。

2 番 (浜野 亘 君)

例えば、私の案なので、それをつくってくださいというお話じゃなかったんですけど、それに具体的に町長は答弁していただきまして、ありがとうございました。

それと、皿山公園をお金をかけて、もう何億、10億以上かかっていると思うんですけども、かけられたのはわかるんですけど、せっかくつくった公園を、やはり魅力ある公園にしないとイケないんじゃないでしょうかという思いで言いましたので、その比較をさせていただいた理由は、そういうことで捉えていただければと思います。今後ともよろしく願いをしたいと思えます。

次に、北部運動公園について質問をさせていただきます。

地元、市瀬とか若佐とかの方には、大変グラウンドがあるということで利便性がよいというふうに思っています。でも、それだけでは利用価値が下がると思っていますので、平成28年度の決算書の附属資料で、利用状況について、北部グラウンドだけ記載されておりませんでしたので、先ほどお願いをしたわけです、記載が、決算資料にございませんでした。

年間で多くても市瀬の運動会があったときに700人程度、近年は400人未満という状況でございました。利用回数もなかなか伸びないという、利用団体です。いつも夏になると草が生え、草刈りをお願いしてからの利用をすることが多い状況でしたので、こんな数字かなというふうに思いました。

話変わりますけども、先月開催されました平昌オリンピックで、北見市常呂町からカーリング女子チームが出場されました。何もない町からオリンピック選手を輩出することになり、それも20年かけて初の銅メダルという快挙でございました。メディアの取材もあり、常呂

町は大変盛り上がりました。

町長にお尋ねします。V・ファーレン長崎が J 1 に昇格して、プロサッカー選手を目指す子供たちもふえると思います。そこで、過去に町議会一般質問で人工芝を張ることの提案がされたようですが、私も場所を変え、北部運動公園の活用策として提案をしたいと思います。ソフトボール専用のつくりになっておりますので、外野部分を人工芝に張りかえたらどんなかなというふうな感じで思っておりますけども、佐々町も先ほど言いましたカーリングとかサッカーの熱気、そういうものをやっぱり進めていったほうが、将来、子供たちのためです。そういう思いでおりますので、取り組んではいかがかというふうなことで思っております。御意見ございませんか。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

大変いいアイデアだと思っておりますけど、なかなかあそこ北部運動公園、グラウンドというのが、議員も御存じのとおり、ソフトボールをした場合、多分外野に抜けていくと、ホームランと。それから、駐車場が下のほうしかない、上にとめるところがなかなか、一番高台にあるもんですから、それで、先ほどグラウンドということで、人工芝を張れということですか。ジュニアのサッカーということで、あそこの広さが 4,800 平米ぐらいあるんです、全体的に、グラウンドの広さが。子供さんのソフトボールとかぐらいはできると思いますけど、ジュニアサッカー場ということで整備するというのが、公式的にいけば、これは横が 50 メートル、それから縦が 80 メートル必要だということでお聞きをしております、今、GIS もちょっとうちがありますもんで、はかってみたところ、やはり向きをいろいろ変えて、なかなかそれがとれないということで、公式的にはできないわけがございますけど、公式のサッカーグラウンドというのはなかなか、ジュニアサッカーというのも厳しいと思っております。

また、これが全部使われていただけるということがあれば、やはり人工芝とかの効果については今後また慎重に検討する必要はあろうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ただ、公式的にはなかなか難しいということで御理解をいただければと思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）

2 番。

2 番（浜野 亘 君）

真砂土のグラウンドは、小中学校、それから高校、専門学校を含めて、それから町のグラウンドを含めても幾つもあります。しかし、人工芝のサッカー練習場というのはありません。県北地区にもないのでどうかと思っております、提案させていただいたんです。

今、町長が言われたように、最低でも少年サッカー場の規格が 48 メーター掛ける 78 メーターというような感じでありました。ただ、あの北部グラウンドの東側駐車場が、こう一部分残っているところを、何とかあそこが広げられれば可能ではないかと。町長が、やる気があるかどうかの問題になってくるかと思っておりますけども、「お金がかかるから」といつもおっしゃいますのでですね。

ただ、プロサッカー選手というその子供たちの夢の実現を、実現に向けて、それから保護者の要望でもありますので、保護者のほうから、もう実に言われたわけですけども。そういうサッカースポーツの振興のため、一肌脱いでいただけないかというようなことです。どうぞ。では、3 問目に移ります。

農業体験施設、旧学童農園及び古川岳遊歩道の維持管理についてお尋ねします。

昭和61年4月に学童農園としてオープンし、その後、平成22年度に約8,000万をかけ改修工事を行い、平成23年4月に名称を「農業体験施設」に改めています。建築から三十数年経過しており、老朽化が心配されます。そこで、平成20年くらいからの利用状況の推移についてお尋ねします。

また、佐々町の町並みを一望できる古川岳遊歩道は、長さ約3.3キロメートルで、昭和62年3月に完成して、こちらも遊歩道の完成から三十数年になり、コンクリート製の擬木の手すりや、階段の石が一部倒壊したりして、雑木が遊歩道上に生えたりしているのです。今後の整備方針についてお尋ねをいたします。

議 長(淡田 邦夫 君)

町長。

町 長(古庄 剛 君)

人数については、ちょっと教育委員会のほうから説明させます。(「産業経済課。」の声あり) すいません。産業経済課のほうから説明させますので、すいません。

農業体験施設は、先ほど申されましたように、平成23年度に大幅な改修を行ったということで、利用の拡大を図っているわけでごさいます。多くの方に利用していただいているわけでごさいます。これは農業体験施設ということで、前学童農園だったんですけど。これは今、子供さんたちが、体験がなかなか今授業に取り入れてないということですね、全体的に農業体験施設にしようということで、貸し農園とかなんかを貸して、それを利用していただいているということで、今、貸し農園については全区画を利用されているという状況でごさいます。

いろんな施設全体がもう大変、経過年数っていうのが、また傷み具合も出ているっていうことをお聞きしております。その都度それは修繕をしているということでごさいます。今後利用促進については、やはり農業観光だけでなく多方面にですね、いろんなことで取り入れながら、そこを検討しなきゃならないと思っております。

それから遊歩道の件でごさいます。確かに私も歩きまして、何ですか、コンクリート柱といえますかね。あれが外れているということで、ただ、いうところもありますし、その都度整備したところもごさいますけど。

やはり今後、今、多分、浜野議員さんがおっしゃるのは、鎌倉神社のほうから上る道だと思っております。ものすごく急な道で、あそこの展望台まで到達するのが、なかなか時間のかかるというところで、これについても、過去いろいろなことで修繕を行っているわけでごさいますけど、なかなか行き届かないと。

前は、県の補助を受けてできたんですけど、今は補助がないということで、一応、一般財源で整備しなきゃならないということになっておまして、町としましても、やはりそういう多額の費用というのが、発生するということが予想されますので、町としまして、やはり年次事といいますか、そういう一般財源でせざるを得ないということで、危険のないような方法をとるのか、対応については、やはりもう少し検討させていただいて、通れるようにはさせていただきたいと思っておりますけど、やはり危険なところもあるわけですね。あそこ、鎌倉神社から上ったときは急な坂で、狭いところもありますので、やはりそこら辺は、町としてもどういう方法をやるのかというのは検討させていただきたいと思っておりますし、一般財源でやらざるを得ないということで、これものすごくお金がかかるものですから、やはり十分検討しながらやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長(淡田 邦夫 君)

2 番。

2 番（浜野 亘 君）

町長は、総合計画のまちづくりの基本目標を4つ挙げられております。その中の一つに「自然とまちが融合する顔づくり」というふうにされております。そして、皿山公園や農業体験施設は、佐々町の豊かな自然環境のシンボリックな拠点として上げられております。

それでは、項目に分けて質問したいと思います。1点目は、農業体験施設について。

子供会も農業体験施設に行かずに、世知原少年自然の家に行ったなどと言われております。魅力がなくなっているのではないのでしょうか。農業体験施設に名称を変えたのは、教育施設では制約があるので、利用拡大のため産業経済課が担当になったと聞きました。それが、利用状況は、答えられてないですね。すみません、途中でですけどお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

リニューアルをした後でございますけど、一般の利用者というのが1,600人ほど増加しております。学校関係もあわせると7,200人ほどの利用があるということでございますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

2 番。

2 番（浜野 亘 君）

今、私が質問したのは10年くらい前からということだと思っておったんですけども、学校のほうが利用しているとは、今の数字よりも随分多かったと思うんです、町長が言われた数字よりも。おわかりでしょうか。

議 長（淡田 邦夫 君）

今、答弁。

2 番。

2 番（浜野 亘 君）

はい、お願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

はい、休憩します。

（11時45分 休憩）

（11時45分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

産業経済課長。

産業経済課長 (藤永 尊生 君)

農業体験施設の利用状況のほうになります。まず、一般利用と学校関係利用とございまして、学童農園の時代には一般利用のほうで、平均ですけれども1,700人程度の利用があったと。学校関係ですと3,800人ほどの利用になっていました。

農業体験施設になりまして、一般利用のほうは3,400人ほどです。学校関係のほうになりますけれども、こちらが2,900人ほどになります。

合計のほうの平均になりますけれども、学童農園時代のほうは5,600人ほどで、農業体験施設になりまして、6,400人ほどという形で、全体の利用のほうでされている形で1.1倍ぐらいの利用状況になっているという状況でございます。

以上です。

議長 (淡田 邦夫 君)

2 番。

2 番 (浜野 亘 君)

ということは、ふえてはいるんですけども、年間の利用者数ですよ、今の回答というのはね。少年自然の家とかっていったら何万人規模ですよ、通常。それで満足されているということか。

ちょっと話変わりますけれども、ふえたということですので、千何百人ですか、ふえたということでございます。平成28年度の決算は約1,730万円でした。また、農業体験利用をして、農業に従事する人が何人おられたのでしょうか。一般利用で年間12件ほど、幼稚園等で4件ほど。その1,700万円余りかける費用対効果といいますか、6,300人、年間。そういうことで、検討を今後しなければいけないんじゃないかなというふうに思います。利用がものすごく伸びるのかなと思ったら千何百人しか伸びないという状況でございますので、これは検討していかないとけない課題だというふうに思います。

利用者が少ないのには理由があると思うんですよ。まず、昨年一般質問でありましたけれども、グラウンド横のトイレが水洗化されていない、それから野外活動の指導者がいないなど、食事の準備とか交通手段だとか、テントが使えないとかという。それから鳥獣被害だとか、いろいろあると思うんですけども、年間で相当の経費がかかっておりますけど。そういうことで、何とか検討をしていただきたいなというふうに思います。で、昨年は「1日レストラン」というのは、大学の都合でできなかったようなんですけれども、一大イベントが実施できなかったというようなことで、今後、利用が本当に望めるのかどうかというのが心配でございます。

次に、もう時間がなくなってしまったので、古川岳遊歩道について。

完成当初、パンフレットまで作成されて、そのときは補助事業でされたということなんですけれども、PRをされていたんですけども、多くの利用は望めなかったようございまして。遊歩道で一番利用は、古川岳裏の駐車場から展望所まででしょうかね。次に金比羅山ぐらいかなと。今は、山ガールというようなブームもあります。山の縦走のトレーニングの初級コースとしては、よいのではないかなというふうに思います。

昨年の7月に、町議会議員になって初めて一般質問をしましたが、「スーパーマーケット裏手の佐々川河川敷の一部を遊歩道」という提案をしましたが、答弁は前向きでございませんでした。住民の方からは、「提案に賛成です。実現してほしい」と、ファクスをいただいたところでございます。

町長は自然環境の保全とともに、さまざまな自然体験ができると、拠点づくりを進めると、総合計画に書いておられます。何もしないでそのままにしておかれるつもりなのかというところが、もう本当に心配でございますので、再度、御意見をお伺いしたいというふうに思いま

す。この——

議 長（淡田 邦夫 君）

浜野議員、あと 2 分しかありませんので。答弁もなかなかしにくいと思いますので、（浜野議員「あ、そうですか。すいません。」）まとめてください。

2 番。

2 番（浜野 亘 君）

最近のパンフレットですけど、観光ガイドというのがあるんですけども、探検さるくコースとして古川岳遊歩道を歩くコースを設定されております。3 年ほど前に市瀬町内会から現状報告があって、修理の要望があつておると思います。町長も御存じだというふうに思いますので、先ほど「検討する」と言われたんですけども、修理のほうをぜひとも、危険箇所は取り除いていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

以上で終わります。

議 長（淡田 邦夫 君）

以上で、2 番、浜野亘議員の一般質問を終わります。

1 時まで暫時休憩といたします。

（11時50分 休憩）

（13時00分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議案の上程を行います。質疑、討論、採決の順で進めていきます。

— 日程第 3 議案第 1 号 災害による被災者に対する佐々町税の減免に関する条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第 3、議案第 1 号 災害による被災者に対する佐々町税の減免に関する条例の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第 1 号 朗読）

中身につきましては、税務課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

税務課長。

税務課長（内田 明文 君）

それでは、議案第 1 号について御説明いたします。

この条例は、災害を受けた被災者に対して、被害の程度により町税が減免できるといった内

容の条例であります。

今回の改正は、条例中に引用された法律の名称が法改正により変更されたことに伴う改正であります。

議案を朗読いたします。

災害による被災者に対する佐々町税の減免に関する条例の一部を改正する条例。災害による被災者に対する佐々町税の減免に関する条例（昭和49年佐々町条例第37号）の一部を次のように改正する。条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下、改正前部分という）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下、改正後部分という）が存在する場合には、「当該改正前部分」を「当該改正後部分」に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、「当該改正前部分」を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、「当該改正後部分」を加える。

改正部分は、第2条第3項の規定で、条文の内容は、災害による農作物の減収についての減免規定が記載をされております。

改正箇所は2カ所で、まず1つ目は、この条文で引用しております農業災害補償法を改正する法律が平成29年6月23日に公布され、名称が「農業保険法」に変わりましたので、改正するものであります。

法の施行日は、平成30年4月1日となっております。

それから2つ目ですが、下から4行目になりますが、「按分」という文言の「按」を仮名表記から漢字表記に改正をいたします。この漢字は、常用漢字ではありませんが、専門用語でほかには言いかえる言葉がなく、しかも仮名で表記すると理解することが困難であると認められるものについては、その漢字をそのままに用いて、振り仮名をつけることとなっておりますので、あわせて改正をいたします。

次のページをお願いいたします。

附則として、施行日を法律の改正に合わせて平成30年4月1日から施行するとしております。以上です。よろしくをお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。8番。

8 番（須藤 敏規 君）

総務厚生委員会のほうの会議録を読んだんですけど、非常に中身についてはそれぞれ産業の分野だと思うんですが、御存じのように、農家関係については、地区の説明会とか県の広報誌によりこれが周知されていると思いますけども、一つ確認なんですけども、この保険の加入の条件が青色申告者ということが書いてあったものですから、佐々町で青色申告者の方が何人ぐらい大体おられるのかと、今まで農業共済のほうに水稻作付いろいろ入ってたんですけども、7割、5割、3割とか、本人の希望で入ったんですけども、今度、この制度ができたことによって、その農業共済のほうは、一つは国の減反政策が終わったので、自由につくっていいということでございますので、加入しない場合は加入しなくていいのかどうかですね。そこら辺をちょっと確認をさせてください。

例えば、私は1町ぐらいしかつくってないんですけど、1町100万損してもいいかと思っただけ入らなかった場合は、お金が来んわけですたいね。7割ぐらいは欲しいと思えば入っている方もおられますけど、入らなくてもいいかどうかですたい。その2点、ちょっと確認をさせてください。

議 長（淡田 邦夫 君）

税務課長。

税務課長（内田 明文 君）

青色申告の人数ですけれども、去年の申告において、農業者数の数ですけれども28名いらっしゃいました。その前の年が30人です。現在、申告を受け付けてる最中ですが、状況からしたら、青色申告されてる方がふえてるという状況をお聞きしております。

それから、共済の加入についてですけれども、一応、改正の内容からしまして、今の共済につきましては強制加入ということで入っていらっしゃいますけど、今度からは任意加入にする聞いてますので、任意で選べるができますので、入らないことも選択できると思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

産業経済課長、何か補足はありますか。いいですか。

（「なし。」の声あり）

ほかにございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

ないようでございますので、質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第 1 号 災害による被災者に対する佐々町税の減免に関する条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第 4 議案第 2 号 佐々町国民健康保険税条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第 4、議案第 2 号 佐々町国民健康保険税条例の一部改正の件を議題とします。執行の説明を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第 2 号 朗読）

中身につきましては、保険環境課長をもって説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

す。

議長 (淡田 邦夫 君)
保険環境課長。

保険環境課長 (藤永 大治 君)

それでは、議案第 2 号の説明をいたしたいと思えます。

それでは、条例の中身に入ります前に、添付しております資料のほうをごらんいただきたいと思えます。

佐々町国民健康保険税の一部を改正する条例の概要ということでつけておりますけれども、都道府県化に伴いまして、都道府県内の市町村から国民健康保険事業納付金を県が徴収することとされまして、それに基づきまして、市町村は国民健康保険事業費納付金を納付しなければならないとされたところでございます。

それに伴いまして、市町村は、国民健康保険事業納付金の納付に要する費用に充てるため、被保険者の属する世帯の世帯主から保険料を徴収しなければならないとされたところでございます。

また、本件が提示する市町村ごとの標準税率が 3 方式、所得割、均等割、平等割で示されることになりましたので、今回、本町の国民健康保険税の税率についても見直すこととしたところでございます。

改正の内容につきましては 2 点ございます。

第 2 条の課税額、こちらの条文を改正を行うものでございます。これが地方税法の改正に伴う改正になります。改正後でございますけれども、全て国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち、それぞれ国民健康保険事業、後期高齢者支援金、介護納付金の納付ということで、それぞれ改めるものでございます。

第 4 条、こちらが被保険者に係る資産割の削除ということで、これが県が提示する標準税率が 3 方式で示されることに伴う改正ということで、今回、資産割額を廃止をするものでございます。

それでは、条例のほうに戻っていただきまして、1 ページをごらんいただきたいと思えます。

佐々町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。佐々町国民健康保険税条例 (昭和 41 年佐々町条例第 14 号) の一部を次のように改正する。条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下、改正前部分という) に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (以下、改正後部分という) が存在する場合には、「当該改正前部分」を「当該改正後部分」に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、「当該改正前部分」を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、「当該改正後部分」を加える。

第 2 条、課税額。先ほど、資料のほうで御説明いたしましたけれども、こちらが全文改正になっております。1 号から 2 号、3 号ということで、先ほどの 3 つの分がそれぞれ改正になっております。

続きまして、3 ページをお願いいたします。3 ページの第 4 条、改正前の被保険者に係る資産割額ということで、こちらを削除するものでございます。

附則、施行期日、1、この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。適用区分、2、改正後の佐々町国民健康保険税条例の規定は、平成 30 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 29 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。3 番。

3 番（永田 勝美 君）

条文のつくりなんですけれども、改正前のは 2 条として、基礎額等々について一連の文章で書かれてありました。今回の条例は、号を設けて、2 条、1 号が基礎課税額、2 号が後期高齢者支援金等課税額、3 号が介護納付金課税被保険者云々ということで書かれてありますが、このつくりを変えられた理由はどうしてかということと、その際に、書かれてある文言の中で、特に意味合いとして大きく変わったところはどこかということをお尋ねしたいというのが 1 点です。

それから、2 点目は、説明がありました文章の中に、今回の都道府県単位化に伴って、いわゆる納付金、国庫事業費納付金の決定プロセス、要するに、これはどこかで議決をされて決まるものなのか、県の担当課が決めるものなのかです。そういったところについて、要するに決定するところはどこかということが 1 つ。

それから、もう一つは、この文章の中に、2 つ目の段落で、国庫事業費納付金は都道府県が市町村ごとに決定、括弧書きで、（市町村ごとの医療費水準、所得水準を考慮）という部分があります。こここのところは極めて重要ではないかなというふうに思っております、これはどのように担保されるのかということです。

それから、質問のもう一点は、この納付金について、不服がある場合というのはどういうふうにするのかと。市町村の実情を踏まえない納付金が課せられたというようなときに、町としてはどのような対応ができるのかということについて、以上 4 点、お伺いしたいと思います。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（藤永 大治 君）

まず 1 点目の条文のつくりを変えた理由ということでございますけれども、第 2 条の 1 項を 1 号、2 号、3 号と変えておりますけれども、こちらは国のほうから示されております条例案に基づいて、今回、改正をしたものでございます。

それから、意味合いというところでございますけれども、1 ページの 1 号、第 2 条、1 号をごらんいただきたいと思っておりますけれども、基礎課税額（国民健康保険税のうち国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用）の規定により、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうちということで、こちらが全て納付金という、納付金に要する費用ということで、全て改正をしておるものでございます。

それから、納付金の決定プロセスですけれども、こちらは国民健康保険法に基づきまして、県が決定をして、市町村ごとに決定をして、各市町村に通知をするということでございますので、県のほうでそれぞれ決定をされるということでございます。

それから、市町村ごとの医療費水準、所得水準の担保というところでございますけれども、これも県のほうがそれぞれの市町村ごとの医療費、それから所得水準をそれぞれ見まして、それぞれの市町村ごとに決定をされますので、そういう担保という考え方がちょっとないのではないかと考えております。

それから、不服がある場合というところでございますけれども、こちらもそれぞれの市町村の所得水準や医療費水準によって決定をされますので、こちらに不服があるからといって納めないということはいかなるものと思っております。

以上でございます。

議 長 (淡田 邦夫 君)

3 番。

3 番 (永田 勝美 君)

条例のつくりについてはわかりました。

決定プロセスというふうなところで、県が決定するというのはわかっているんですけども、要するに、例えば議会の議決が必要なのか、要するに、県のいわゆる執行の責任で全て決められると。要するに、住民の声、あるいは議員の発言、そういったものというのは、その納付金の決定にはないのかと、そのプロセスの中には入っていないのかということが聞きたかったところです。

それから、2つ目の質問の市町村ごとの医療費水準、所得水準を考慮という部分は、今回の改正、ここの中にはないのではないかというふうに思っております、そういう点で、いわゆる市町村ごとに一律保険料というふうに、よく新聞等で報道されるのがあるんですけども、そういったものが今後において導入されるというおそれはないのかということです。

それから、不服についてということについては、これはいわゆる決められた納付額は納めなければならないというのは、それはルールです。なんですけれども、それは納めなければならないんですが、決められた額に対して疑義があると、あるいはそういったことの場合には、それに対して意見を述べたりという機会はないのかということです。

議 長 (淡田 邦夫 君)

保険環境課長。

保険環境課長 (藤永 大治 君)

まず、納付金の決定プロセスでございますけれども、こちらにつきましては、それぞれ県の国民健康保険運営方針、これはちょっとまだ正式決定はございませんけれども、それに基づいて、医療費水準でありますとか所得水準、これを見まして決定されるものと思っております。

それと――

議 長 (淡田 邦夫 君)

町民の声とか議員の声とか。

保険環境課長。

保険環境課長 (藤永 大治 君)

2つ目の一律の保険料になるのではないかというところでございますけれども、本県、県のほうから聞いておりますのは、統一保険料を目指すということではありますけれども、いまもって何年後に統一保険料にするとかと、そういうのはまだ示されておられません。

不服がある場合の疑義に対して意見を申し出る機会があるかどうか、これにつきましては、ちょっとあるかどうかはちょっと今のところ、こちらのほうではつかんでおりません。

以上でございます。

議 長 (淡田 邦夫 君)

3 番。

3 番 (永田 勝美 君)

納付金の決定プロセスのところでは、県の国保運営協議会の中で、これは納付金額というのは示されて、そこで決められるのではないかとというふうに、決められる、その意見を必ず聞くということになるのではないかとということです。

それから、2 番目の、いわゆる医療費水準、所得水準を考慮という部分については、これはかなり政策的決定ということになるので、そういう点でも、これは最初から決められているのではないのではないかとということです。いわゆる統一保険料というのを目指すということは示されているわけですから。

それから、そういう点で、今回の国保の県単位化については、さまざまに問題点があるのではないかと意見を持っております。一応、そのことを申し上げておきたいというふうに思います。

以上です。お答えは結構です。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかにございませんでしょうか。5 番。

5 番（阿部 豊 君）

今の議論を聞いてて、調査研究した際の確認です。市町村ごとの医療費水準、所得水準を考慮というポイントについてはどのように担保されるのかという議論が交わされたと思うんですけども、総務厚生委員会で調査させていただいた部分で、私が認識しているポイントについては、前年度の所得水準、医療費水準を後年度の納付金に反映させるということで担保されているというふうに、私自身は認識しているんですけども、そのところが間違いなのか。そういったことで、結局、当初、スタートしていくと。医療費が納付金を納めた年度、医療がかかっているわけですね。翌年度、確定した部分について納付金に影響を起こして、市町村ごとに差が出てきますよというふうな認識でございましたので、そういった点で、いわゆる担保というか、いわゆる市町村ごとの格差の公平性という部分については維持されていくと。これが統一保険料をどの時点で県が示されるのかというところは、いまだ示されていないということですが、スタートの段階としては、そういったことで市町村ごとのいわゆる公平性を担保していく上で格差の算定基準とされるというふうに私自身は認識していたんですけども、そのところの確認だけ、よろしくお願いします。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（藤永 大治 君）

ありがとうございます。議員おっしゃるとおり、前年度の水準、医療費水準、所得水準に基づきまして、翌年度の納付金が、これが、納付金を決定されるというものでございます。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに、8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

いよいよ都道府県化で条例改正まで至りましたけども、資産割が20%ということで来とったんですけども、対象者が今まで何人おられて、この金額がどのくらいだったのか、ちょっと教えていただければ。今までの、去年のとも結構ですけど、今度、新年度で組んだ数字でも結

構なんですけど。

議 長（淡田 邦夫 君）
保険環境課長。

保険環境課長（藤永 大治 君）

資産割の影響でございますけれども、人数につきましては、ちょっと今手元ございませんけれども、資産割の廃止に伴う影響につきましては、約1,400万が影響額となっております。以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）
いいでしょうか。ほかにごございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

ないようでございます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。3番。

3 番（永田 勝美 君）

条例の一部改正に対する条件つきでの賛成討論を行います。

今回の改定の中で、被保険者に係る資産割額の廃止については、従来から、いわゆる固定資産税との二重課税ではないかという疑義があったということから、廃止されたことについては妥当というふうに考えるものです。

ただし、先ほどの質問の中でも明らかになりましたように、今、都道府県単位化に伴って、県下の各市町村の保険料を統一するという動きが非常に強まっていると。そのことに対しては、ぜひ今後についても、先ほど課長説明のように、市町村ごとの医療費水準、所得水準を考慮して、それなりのいわゆる自治体の、市町村の努力が反映した国保制度として維持されることを求めるということで、今回の意見を付して賛成ということにいたしたいと思えます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
休憩します。

（13時27分 休憩）

（13時28分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）
休憩前に引き続き会議を開きます。
3番。

3 番（永田 勝美 君）

最初この条件つき賛成という部分は、条件つきの部分を取り消して、賛成討論ということで、意見を付して賛成ということにいたしたいと思えます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに。

（「なし。」の声あり）

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第 2 号 佐々町国民健康保険税条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第 5 議案第 3 号 佐々町後期高齢者医療に関する条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第 5、議案第 3 号 佐々町後期高齢者医療に関する条例の一部改正の件を議題とします。執行の説明を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第 3 号 朗読）

中身につきましては、保険環境課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

保険環境課長。

保険環境課長（藤永 大治 君）

それでは、議案第 3 号の御説明をいたします。

条例の中身に入ります前に、添付しております資料のほうをごらんいただきたいと思います。

今回、条例改正の趣旨ということで記載をしておりますけれども、高齢者の医療の確保に関する法律第 55 条の 2、こちらが国民健康保険法の 116 条の 2 の規定の適用を受けるもの特例ということで、こちらが住所地特例の条文があるところでございますけれども、が、追加されたことに伴いまして、今回、改正をするものでございます。

主な内容ということで、国民健康保険法の規定によりまして、住所地特例の適用を受けて、従前の住所地の市町の被保険者とされている方が 75 歳到達によりまして、後期高齢者医療に加入した場合には、特例を引き継いで、従前の住所地の広域連合の被保険者とするものでございます。

それでは、条例の中身のほうをお願いしたいと思います。1 ページをごらんいただきたいと思います。——すいません。資料の 2 ページをお願いします。すいません。

こちらに住所地特例のイメージということでつけさせておりますけれども、今回変更となる改正となるのは②番のほうでございます。②番の現行でございますけれども、A 県 A 市の住所地の方が B 県 B 市の施設に国保の住所地特例の適用を受けて入所された後、75 歳に到達したと

きは、今まではB県の広域連合の被保険者でございました。それが今回改定になりまして75歳に到達したときには、入所したときのA県の広域連合の被保険者となるものでございます。

それでは、条例の1ページをごらんいただきたいと思います。

佐々町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。佐々町後期高齢者医療に関する条例(平成20年佐々町条例第7号)の一部を次のように改正する。条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下、改正前部分という)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下、改正後部分という)が存在する場合には、「当該改正前部分」を「当該改正後部分」に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、「当該改正前部分」を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、「当該改正後部分」を加える。

今回、改正するのは、第3条でございます。保険料を徴収すべき被保険者ということで、1号、2号、3号につきましては、法の条文の改正に伴う改正でございます。

2ページをお願いしたいと思います。

4号までが、それぞれ法55条の2の規定に伴います改正ということで、今回、第5号を追加ということで、こちらが法第55条の2、第1項の規定の適用を受ける被保険者であってということで、国民健康保険法住所地特例の適用を受けて、佐々町に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者ということで、こちらが住所地特例の適用を受けて、75歳になられた方は被保険者とするものでございます。

附則、この条例は平成30年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長(淡田 邦夫 君)

これから質疑を行います。3番。

3 番(永田 勝美 君)

5つ目は理解したつもりなんですけど、このイメージ図のことなんですけれども、この②現行というふうになってるところも、入所時にA県A市にお住まいの方が入所をされたら。そのときに、75歳になってない場合は、この住所地特例に基づいて、A県A市の保険者で継続するのではないかと。この表で見ますと、この時点で、いわゆる保険者のところが書いてないので、わかりづらいんですけども、ここにA県A市というふうに入れておく必要があるんじゃないかと。非常に、保険者が変わらないのだということを確認の上では、ちょっとやや例示が不適切ではないかと思いますが、いかがですか。

議 長(淡田 邦夫 君)

保険環境課長。

保険環境課長(藤永 大治 君)

議員御指摘のとおり、B県B市の施設に入所されたときには、国保はA県A市のまま国保ということで、あくまでもこちらは後期高齢者医療の住所地特例ということで印をしておりますので、御了承願いたいと思います。

議 長(淡田 邦夫 君)

ほかにございませんでしょうか。

(「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第 3 号 佐々町後期高齢者医療に関する条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第 6 議案第 4 号 佐々町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第 6、議案第 4 号 佐々町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定の件を議題とします。

執行の説明を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第 4 号 朗読）

中身につきましては、住民福祉課長をもって説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩します。

（13時39分 休憩）

（13時40分 再開）

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長の朗読の訂正をお願いします。町長。

町 長（古庄 剛 君）

すいません。提案理由の中で、厚生労働省令の定める基準というのを、「基準」でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

「法律」が「基準」ということです。

住民福祉課長。

住民福祉課長 (大平 弘明 君)

それでは、議案第 4 号について御説明をいたします。

内容に入る前に、この条例は、介護保険の根幹となる居宅介護支援、いわゆるケアマネジャーによるケアマネジメント等、その運営や基準等について制定を行うものです。

この居宅介護支援については、介護保険法改正において、平成30年度から指定権限を都道府県から市町村に移譲することとなっています。これまで都道府県等が行うこととされていた指定居宅介護支援事業者の指定権限について、高齢者が住みなれた地域で自立した日常生活を営めるようにするためには、地域包括ケアシステムの構築とともに、高齢者の自立支援に資するケアマネジメントの役割を担っている介護支援の育成や支援などに市町村が積極的に関わっていく保険者機能の強化という観点により、平成30年4月1日から市町村に移譲されます。

現在、この基準は長崎県で定めた条例等によるものですが、平成30年度の経過措置期間中に改正等が行われない見込みであるため、介護保険法（平成9年法律第123号）81条に基づき本町が基準条例等を定めるものです。なお、本町が定める条例等の基準は、厚生労働省令で定める基準、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第38号）に従い、条例を制定するものです。

それでは、議案の1ページのほうをお願いいたします。

佐々町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例。内容につきましては、お手元にごございます資料のほうをもって御説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、資料のほうに従いまして御説明をいたします。従うべき基準につきましては、大きく人員基準、それから運営基準となっております。参酌すべき基準につきましては、管理者等の責務、運営規程、勤務体制の確保、苦情処理、記録の整備等となっております。

続きまして、条例の構成について御説明をいたします。

第1条に趣旨、第2条に定義、そして第3条、第1項から4項までに基本方針を定めています。

第4条、第1項、第2項には、従業員の員数、第5条第1項から第3項には管理者、こちらにつきましては、第2項においては、平成33年3月31日まで経過措置期間がありますので、附則において経過措置期間を設けております。

6条、第1項で利用申込時における利用者及び家族に対する運営規程、重要事項の交付、利用申込者の同意徴取。第2項に、利用者に対する複数の指定居宅介護サービス事業者等の紹介、第3項に、利用者が病院等に入院する場合における担当介護支援専門員の氏名及び連絡先について病院等への周知。第4項から第8項では、利用者等に対する電磁的方法による運営規程及び重要事項等の交付を定めています。第7項では、提供拒否の禁止。

第8条にサービス提供困難時の対応。

第9条に、受給資格等の確認。

第10条、第1項から第3項に、要介護認定の申請に係る援助。

第11条に身分を証する書類の携行。

第12条、第1項から第3項に利用料等の受領。

第13条に保険給付の請求のための証明書の交付。

第14条、第1項、第2項に指定居宅介護支援の基本取扱方針を定めています。

第15条、第1項、第1号に介護支援専門員の担当業務を、第2号に利用者及び家族へのサービス提供方法についての説明、第3号に居宅サービス計画作成の基本、第4号に介護給付等対象サービス以外のサービスについての居宅サービス計画への位置づけ、第5号に利用者及び家族への指定居宅サービス事業者及び利用料等の情報提供、第6号に提供サービスの評価及び課

題把握、第 7 号に課題の把握（アセスメント）のための利用者及び家族との面接、第 8 号に居宅サービス計画の原案作成を定めています。

裏面のほうをお願いいたします。第 15 条、第 9 号にサービス担当者会議の開催、第 10 号に居宅サービス計画原案に対する利用者の同意、第 11 号に居宅サービス計画の利用者及びサービス担当者の交付、第 12 号に居宅サービス事業者等に対する訪問介護計画等の提出の求め、第 13 号に計画の実施状況の把握、必要に応じた居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整、第 14 号に利用者の心身または生活状況等について主治医等への情報提供、第 15 号にモニタリング実施方法、第 16 号に要介護更新認定、区分変更認定時におけるサービス担当者会議の開催、第 17 号に居宅サービス計画変更時の準用、こちらは 3 号から 12 号までの準用を定めています。第 18 号に必要な応じた介護保険施設等への紹介、その他の便宜の提供、第 19 号に介護保険施設等からの退院、退所時の居宅サービス計画作成等の援助、第 20 号に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置づける場合の市町村への提出等、こちらは平成 30 年 10 月 1 日からの施行として、附則で定めています。第 21 号では、訪問看護等の医療サービス利用における主治医等からの意見の徴取、第 22 号に訪問看護等の医療サービスが計画された計画についての主治医等への交付、23 号に医療サービスについての医師等の指示、その他サービスに係る医師等による医学的観点からの留意事項の尊重、第 24 号に要介護認定有効期間のおおむね半数を超えない短期入所の位置づけ、第 25 号に福祉用具貸与に係る必要性、妥当性についての検討及び居宅サービス計画への記載、26 号に特定福祉用具販売に係る必要性、妥当性についての検討及び居宅サービス計画への記載、第 27 号に被保険者証記載事項に係る利用者への説明等、第 28 号に要支援認定時の指定介護予防支援事業者との連携、第 29 号に指定居宅介護予防支援事業者からの指定介護予防支援の業務の受託時の配慮、第 30 号に市町村が実施する地域支援事業における被保険者の居宅サービス計画及び施設サービス計画の検証を行うための会議への情報提供等の協力を定めています。

第 16 条、第 1 項、第 2 項には法定代理受領サービスに係る報告。

第 17 条に、利用者に対する居宅サービス計画等の書類の交付。

第 18 条に、利用者に対する市町村への通知。

第 19 条に、第 1 項、第 2 項に管理者の責務。

第 20 条に、運営規程の定め。

第 21 条、第 1 項から第 3 項に勤務体制の確保。

第 22 条に、事業者が備えるべき設備及び備品等。

第 23 条に、従業員の健康管理。

第 24 条に、運営規程の定め。概要等重要事項についての事業所への掲示。

第 25 条、第 1 項から第 3 項は秘密の保持。

第 26 条に広告。

第 27 条、第 1 項から第 3 項に居宅サービス事業者等からの利益收受の禁止等。

第 28 条、第 1 項から第 7 項に苦情への対応。

第 29 条、第 1 項から第 3 項に事故発生時の対応。

第 30 条に、会計の区分。

第 31 条、第 1 項から第 3 項に記録の整備を定め、この中で第 3 項について参酌すべき基準は書類の保存期間が 2 年となっていますが、本町では 5 年としています。

第 32 条、第 1 項、第 2 項に、暴力団員等の排除、この 32 条につきましては本町独自基準となっています。

第 33 条に、基準該当居宅介護支援に関する基準を定めています。

第 34 条に、委任というふうに条例の構成を行っております。

議案のほうをお願いいたします。ただいま御説明いたしましたのが、1 ページから 13 ページ

までの各項目について御説明をさせていただきました。

14ページのほうをお願いいたします。附則、施行期日、1項、この条例は平成30年4月1日から施行する。ただし、第15条、第20条の規定は、同年10月1日から施行する。

管理者に係る経過措置、第2項、平成33年3月31日までの間は、第5条、第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員（介護保険法施行規則平成11年厚生労働省令第36号第140条の66第1項イ（3）に規定する主任介護支援専門員を除く）を第5条第1項に規定する管理者とすることができる。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。2番。

2 番（浜野 亘 君）

言い回しの仕方だけなんですけども、第12条です——13条か。第13条、保険給付の請求のための証明書の交付ということで、「指定居宅介護支援事業者は、提供した指定居宅介護支援について、前条第1項の利用料の支払いを受けた場合は」って書いてあるんですけど、12条の見出しには「利用料等の受領」と書いてあるので、「利用料の支払いを受けた場合」って、「利用料を受領した場合」というような、何かまわりくどい表現になってる。これは何か向こうから案が出てきたということなんですか、準則かなんか。第31条の第3項にも同じような言いまわしがあります。「前項の規定によるほか、指定居宅介護支援事業者は、居宅介護サービス計画費の支払を受けた日から」そういう担当者の言いまわし方ということで、向こうから来た案ということなんですね。わかりました。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（大平 弘明 君）

議員、今御質問のとおりでございます。厚生労働省令で定める基準、こちらに従いまして、条例のほうを制定させていただいております。よろしくをお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに、3番。

3 番（永田 勝美 君）

2点お伺いしたいと思います。

改めて運営に関する基準を定めるという点で、原文に私自身も当たったのは初めてだったんですけども、かなり詳しく定められているものだなということを改めて思いました。この中で、幾つか、いわゆるさまざまな定めがあるわけですけども、この定めいわゆる違反をした場合、罰則みたいなものというのはどうなるのかということが1つです。

それから、もう一つは、今回、この居宅介護支援事業者の指定権限が都道府県から市町村に権限移譲されるということなんですけれども、権限の移譲を受けるのはいいんですけども、実際に権限移譲を受ければ、さまざまな届け出や、あるいはいわゆる各事業所への指導、監視といいますか、指導等については町の、町当局の責任ということになるわけで、非常にそういった意味では、実務負担も含めてかなりふえるのではないかとというふうに思います。

今回、指定基準が権限移譲されたのに伴って、財源的な保証というのはあるのか。いわゆる、

例えば介護保険の給付や、あるいは補助金や、そういったものについて、そういった保証というのは、権限を移譲しただけということなのか、それともそれに伴って、いわゆる必要な人員等についての補助だとか、そういったものというのが移行されるということではないのか。いわゆる都道府県から市町村に移行されるわけですから、総体的には都道府県の実務が軽くなって、市町村の実務が重くなるという関係にあると思うんですけども、それに当たって、財源的な措置というのは何もないのかという 2 点であります。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）
住民福祉課長。

住民福祉課長（大平 弘明 君）

議員御質問の件でございますけども、まず、罰則等につきましては、こちらのほうの条例では基準を定めておりますので、この基準に従わない場合、本町のほうが監査等を行いまして、その基準に満たしていない場合については、別途そちらのほうで勧告をしたり、指導をしたり、罰則規定に応じて手続に入っていくというふうな形になります。

それから、財源等ですけども、基本的にこちらのほうは県のほうから町のほうに時限的に権限が移ってきているということになります。趣旨にも、機能強化、地域ケアシステム等の強化ということを目的とされて、地域と地域のつながり、そういったことを強くするという事でより身近な、町がケアマネジメントに関する事業所の許認可をしていく、また、監査をしていくというふうなことでありますので、財源については、特にこの分に当たるといふものはございません。

議員御指摘のとおり、業務につきましては、かなり厳しい状況ですけども、全国、こういった形で権限がおりてきておりますので、今後、事務量の増というのは否めないところではございます。よろしく申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）
いいですか。ほかにございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

ないようでございます。質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第 4 号 佐々町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例制定の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
2 時 10 分まで休憩とさせていただきます。

(13時59分 休憩)

(14時10分 再開)

— 日程第 7 議案第 5 号 佐々町指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する
条例の一部改正の件 —

議 長 (淡田 邦夫 君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 7、議案第 5 号 佐々町指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。町長。

町 長 (古庄 剛 君)

(議案第 5 号 朗読)

住民福祉課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長 (淡田 邦夫 君)

住民福祉課長。

住民福祉課長 (大平 弘明 君)

それでは、議案第 5 号について御説明をいたします。

1 ページのほうをお願いいたします。

佐々町指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部を改正する条例。佐々町指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例 (平成 25 年佐々町条例第 4 号) の一部を次のように改正する。条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下、改正前部分という) に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (以下、改正後部分という) が存在する場合には、「当該改正前部分」を「当該改正後部分」に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、「当該改正前部分」を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、「当該改正後部分」を加える。

こちらのほうは、先ほどの第 4 号の議案の関連となります。第 5 条に地域居宅介護支援事業者の指定に関する申請者ということで、申請者は法人とするということで、ここを新たに追加をいたしております。それに伴いまして、5 条が 6 条に繰り下がっております。

第 7 条に暴力団員等の排除ということで、独自基準として設けさせていただいております。

附則、この条例は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (淡田 邦夫 君)

これから質疑を行います。

(「なし。」の声あり)

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第 5 号 佐々町指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に係る入所定員等に関する条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第 8 議案第 6 号 佐々町介護保険条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第 8、議案第 6 号 佐々町介護保険条例の一部改正の件を議題とします。
執行の説明を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第 6 号 朗読）

住民福祉課長をもって説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（大平 弘明 君）

それでは、議案第 6 号について御説明をいたします。

1 ページをお願いいたします。

佐々町介護保険条例の一部を改正する条例。佐々町介護保険条例（平成12年佐々町条例第22号）の一部を次のように改正する。条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下、改正前部分という）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下、改正後部分という）が存在する場合には、「当該改正前部分」を「当該改正後部分」に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、「当該改正前部分」を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、「当該改正後部分」を加える。

こちらにつきましては、こちら 5 条のほうは、平成30年から32年までの介護保険料のほうを定めております。添付しております資料のほうをお願いいたします。こちらの資料ですけども、第 6 期と第 7 期を比較をさせていただいております。保険料の比較を行っております。

まず、6 期の基準となります第 5 段階の保険料ですけども、6 期の場合は月額 6,070 円でしたが、第 7 期では 5,726 円ということで、月額にしまして 344 円の減額を行っております。ここを基準といたしまして、第 1 段階では月額で 2,576 円、第 2 段階では 4,295 円、第 3 段階で 4,295 円、第 4 段階で 5,153 円、第 5 段階は先ほど言いました 5,726 円、第 6 段階が 6,871 円、第 7 段階が 7,444 円、第 8 段階が 8,589 円、第 9 段階が 9,734 円ということで、月額の差にしまして、1 段階から 9 段階通しで差額のほうをお知らせをいたします。月額で第 1 段階がマイナス

の156円、それから、括弧書きをしてあります軽減がかかった場合のマイナスの172円、それから次がマイナスの258円、同じく258円、マイナスの310円、マイナスの344円、マイナスの231円、マイナスの326円、マイナスの880円、マイナスの1,010円ということで、今回の改定につきましては、減額の改定をさせていただきたいということで提案をさせていただいております。

今回の第7期の保険の負担割合は、1号被保険者の率としまして23%ということで、第6期の負担からしますと1%上昇をしております。そこを加味しまして、本町では基金のほうが第6期で1億1,600万程度ございましたので、そのうちの58%をこちらの保険料のほうに投入をさせていただき、急激な保険料の上昇を抑えつつ、第8期、9期を見込んだところでの安定した介護保険運営を行っていききたいということで、この料金のほうを定めさせていただいております。

議案書のほうに戻りまして、2ページのほうをお願いいたします。こちらのほうで、第14条の関係になりますが、こちらのほうは質問検査権等について記載をさせていただいております。

附則、施行期日、1項、この条例は平成30年4月1日から施行する。経過措置、2項、改正後の第5条に規定する、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長 (淡田 邦夫 君)

これから質疑を行います。

(「なし。」の声あり)

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし。」の声あり)

討論もないようです。

これから採決を行います。議案第6号 佐々町介護保険条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第9 議案第7号 佐々町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例等の一部改正の件 —

議 長 (淡田 邦夫 君)

日程第9、議案第7号 佐々町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例等の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第 7 号 朗読）

住民福祉課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（大平 弘明 君）

それでは、議案第 7 号について御説明をいたします。

1 ページをお願いいたします。

佐々町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例等の一部を改正する条例。

第 1 条、佐々町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成 27 年佐々町条例第 3 号）

の一部を次のように改正する。条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下、改正前部分という）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下、改正後部分という）が存在する場合には、「当該改正前部分」を「当該改正後部分」に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、「当該改正前部分」を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、「当該改正後部分」を加える。

こちらにつきましては、お手元にお配りの資料と交互に説明をしながら進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、資料のほうの 1 の（1）になります。介護予防支援ということで、こちらのほう、2 条、5 条、31 条、それぞれ基本方針、それから内容及び手続の説明及び同意。それから指定介護予防支援の具体的な取扱方針、こういったことについて、この表の右に掲げております内容について改正を行っております。障害福祉の相談支援員との密接な関係、それから公正中立なケアマネジメント、それから手近な医療機関との連携等ということで、こちらのほうを改正をさせていただいております。

こちらのほうが、議案書の 1 ページから 2 ページ、3 ページ、4 ページまでが今のところの改正箇所になってきます。

条項等の追加に伴いまして、項ずれ等が起こっておりますので、そちらのほうについて適宜修正をさせていただいております。

続きまして、5 ページになります。第 2 条、佐々町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例（平成 25 年佐々町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下、改正前部分という）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下、改正後部分という）が存在する場合には、「当該改正前部分」を「当該改正後部分」に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、「当該改正前部分」を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、「当該改正後部分」を加える。

表、様式及び別表の改正、削除または追加。次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下、改正前表という）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下、改正後表という）が存在する場合には、「当該改正前表」を「当該改正後表」に改め、改正前表に対応する改正後表が存在しない場合には、「当該改正前表」を削り、改正後表に対応する改正前表が存在しない場合には、「当該

改正後表」を加える。

こちらのほう、また戻りまして、資料のほうをお願いします。(2)になります。

こちらのほうの条例の1条に趣旨、2条に定義ということで記載をしております。

こちらは、共生型地域密着型通所介護の基準の創設をしております。共生型地域密着型通所介護につきましては、介護保険サービスまたは障害福祉サービスのいずれかの指定を受けている事業所がもう一方の制度における指定も受けやすくするよう、人員、設備及び運営に関する基準を見直したということで、この部分が新たに創設をされております。

続きまして、定期巡回・随時対応型訪問介護看護につきましては、6条でオペレーター等に係る基準の見直しを行い、32条におきましては、夜間の受付に対する基準の見直しを行っております。

39条では、介護・医療連携推進会議の開催頻度を「3月に1回」を「6月に1回」ということで改正をさせていただいております。

47条におきましては、オペレーターに係る見直しということで、経験年数が「3年以上」を「1年以上」ということで改正を行っております。

続きまして、地域密着型通所介護につきましては、59条の20の1、こちらのほうに共生型地域密着型介護の基準が創設されたことに伴い、追加をさせていただいております。

同じく、59条の20の2、こちらのほうは準用規定ということで設けさせていただいております。

続きまして、地域密着型療養通所介護につきましては、59条の25に利用定員の見直しということで、「9人以下」を「18人以下」ということで引き上げになっております。

それから、第59条の27におきまして、「運営規程」とあるのを「重要事項に関する規程」に変更させていただいております。

59条の38につきましては、準用条項の改正を行っております。

地域密着型認知症対応型通所介護につきましては、第61条で、介護医療院の文言追加を行っております。

それから、65条に、利用者定員等ということで、利用者の定員の見直しを行っております。こちらのほうは、「3人以下」を「ワンユニット当たりユニットの入居者数と合わせて12人以下」ということで定めをしております。

小規模多機能型居宅介護につきましては、82条に従業員の員数等の変更。

それから83条に管理者、84条、それから103条あわせまして、介護医療院の文言の追加を行っております。

地域密着型認知症対応型通所共同生活介護、こちらのほうの第111条と第112条、こちらにつきましても介護医療院の文言の追加。

それから117条につきましては身体拘束等の適正化、125条に同じく介護医療院の文言の追加を行っております。

裏のページをお願いいたします。こちらのほうで、地域密着型特定施設入居者生活介護ということで、こちらのほうも130条に言語聴覚士などを追加。

それから138条に身体的拘束等の適正化。

151条に従業員の配置要件の緩和。

153条に介護医療院の文言追加。

157条に身体的拘束等の適正化。

165条の2に、緊急時の医師との連携方法の規定、168条に、緊急時における対応方法を追加。

それから182条に身体拘束等の適正化。

186条に緊急時における対応方法を追加。

看護小規模多機能型居宅介護については、第191条にサテライト型事業所の創設。

それから、第192条に本体事業所と管理者の兼務についての規定。

193条に介護医療院の文言の追加。

それから、194条にサテライト型事業所の登録人員について18人以下というふうに引き上げをしております。

195条に宿泊室の兼用についての規定。

199条にサテライト型事業所に介護支援専門員を配置していない場合の要件を規定。

202条に準則等を整備をしております。

附則の項におきましては、病床転換に係る期限の延長について規定。

生活相談員、機能訓練、指導員及び計画作成担当者の員数や設備に関して規定を行っております。

こちらのほうが5ページから37ページまでとなっております。

続きまして、38ページをお願いいたします。第3条、佐々町指定地域密着型介護予防サービスの人員の事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型予防介護サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成25年佐々町条例第6号）の一部を次のように改正する。条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下、改正前部分という）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下、改正後部分という）が存在する場合には、「当該改正前部分」を「当該改正後部分」に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、「当該改正前部分」を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、「当該改正後部分」を加える。

表、様式及び別表の改正、削除または追加。次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下、改正前表という）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分（以下、改正後表という）が存在する場合には、「当該改正前表」を「当該改正後表」に改め、改正前表に対応する改正後表が存在しない場合には、「当該改正前表」を削り、改正後表に対応する改正前表が存在しない場合には、「当該改正後表」を加える。

こちらのほう、また、先ほどのお手元の資料のほうをお願いします。裏面の3番になります。地域密着型介護予防認知症対応型通所介護、5条に介護医療院の文言の追加をしております。第9条に、利用者定員の見直しということで行っております。

第44条、45条、46条、60条、72条、73条につきましては、介護医療院の文言を追加をしております。

それから78条、身体的拘束等の適正化。

それから83条に介護医療院の文言を追加をいたしております。

こちらで出てきました介護医療院について若干説明をさせていただきたいと思っております。

こちらの介護医療院につきましては、医療保険の医療療養病床、医療保険財源と介護保険の、——失礼しました。介護療養病床、介護保険財源、この2つによりまして、長期にわたり療養を必要とする患者さんの受け入れということで、新たに創設がされております。その部分につきまして、今回の改正の中にも盛り込ませていただいております。

以上の部分につきましてはが議案書の38ページから43ページまでとなります。

附則、この条例は平成30年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。

3 番。

3 番 (永田 勝美 君)

今回の改定、条例改定の中で、ページ数でいきますと 3 ページの 31 条のところですけども、(9) です。担当職員やサービス担当者会議云々ということで、アンダーラインが入っているところです。サービス担当職員が介護予防サービス作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつという文言が新たに挿入されてるんですけども、これの挿入の意味というところが、もしわかりましたらお答えいただきたい。

議 長 (淡田 邦夫 君)

住民福祉課長。

住民福祉課長 (大平 弘明 君)

こちらにおきましては、国の基準省令を参照させていただいております。内容からいきますと、介護のサービスを受ける場合におきましては、利用者と、やはりその家族、そういったまは利用者さんを基本とした家族の支援、そういったことを含めたところで新たに明確化をされた文言ではないかというふうに考えています。よろしく申し上げます。

議 長 (淡田 邦夫 君)

3 番。

3 番 (永田 勝美 君)

そもそも介護保険が設置をされた、つくられた経緯は、98 年につくられたときに、いわゆる介護の社会化ということが大目標ということで、国家戦略的につくられたという経緯があります。そういう点でいうと、いわゆる家族介護でなくて、家族介護によるさまざまな悲惨な事件が起きたり、あるいは介護離職等となくすというようなことを目的としてつくられたのが介護保険制度であるというふうに思います。

そういう点で、この利用者及びその家族の参加を基本としつつというのが、この間進んでいる介護利用の制限というか、そういった動きが、いわゆる介護保険の費用拡大を抑えるためにということで行われている流れと、本来、趣旨的に反するのではないかという思いがあるのですが、そういう点で意見がありますか。

議 長 (淡田 邦夫 君)

住民福祉課長。

住民福祉課長 (大平 弘明 君)

介護保険の原点といいますか、こちらのほうは住みなれた地域でいつまでも生活を継続していくということが基本原則ではなかったかと思います。そちらのほうを尊重しつつ行っていくためには、やはり家族の支援、家族の介護負担等についても、やはり把握しながら、継続的な介護が家庭、そして地域で行われるように、そういったことで解釈をしております。よろしくお願いたします。

議 長 (淡田 邦夫 君)

ほかに。

（「なし。」の声あり）

ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第 7 号 佐々町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例等の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第 10 議案第 8 号 佐々町介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第 10、議案第 8 号 佐々町介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第 8 号 朗読）

住民福祉課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

住民福祉課長。

住民福祉課長（大平 弘明 君）

1 ページのほうをお願いいたします。——失礼しました。議案第 8 号について御説明をいたします。

1 ページ目をお願いいたします。

佐々町介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の一部を改正する条例。佐々町介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例（平成 28 年佐々町条例第 4 号）の一部を次のように改正する。条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下、改正前部分という）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下、改正後部分という）が存在する場合には、「当該改正前部分」を「当該改正後部分」に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、「当該改正前部分」を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、「当該改正後部分」を加える。

第 4 条でございます。第 4 条、第 1 号、「サービス事業」とあるのを、「介護予防・生活支援サービス事業」に改めております。

続きまして、第 5 条におきまして、通知別記 1 第 2 の 1 ということで、記載をこちらのほうにさせていただいておりますが、ここの部分につきまして、削除されております。

それに伴いまして、第 5 条につきましては、通知別記 1 の例ということで、文言のほうを修正をさせていただいております。

第 6 条でございます。同じように、サービス事業通知別記 1 第 2 の 1 というふうに記載がありますが、こちらのほうにつきましても削除されておりますので、第 6 条に総合事業というふうに名称のほうを改めております。

附則、この条例は公布の日から施行し、改正後の佐々町介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用するというもので、遡及適用になっておりますが、こちらのほうはさきの提案理由にあります地域支援事業実施要綱が平成 29 年 6 月 28 日に改正が行われておりまして、その際に 4 月 1 日にさかのぼっての要綱の改正をされております。本町におきましても、こちらのほうをさかのぼり、29 年 4 月 1 日から、国に合わせて、この様式に合わせて改正を行っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議 長 (淡田 邦夫 君)

これから質疑を行います。

(「なし。」の声あり)

質疑もないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし。」の声あり)

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第 8 号 佐々町介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第 11 議案第 9 号 佐々町立幼稚園設置条例等廃止の件 —

議 長 (淡田 邦夫 君)

日程第 11、議案第 9 号 佐々町立幼稚園設置条例等廃止の件を議題とします。

執行の説明を求めます。町長。

町 長 (古庄 剛 君)

(議案第 9 号 朗読)

教育次長をもって説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）

教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

1 ページに入ります前に、添付いたしております資料がございますでしょうか。そちらのほうで若干説明を加えた中で説明をさせていただきたいと思えます。

議案第9号 佐々町立幼稚園設置条例等廃止の件という資料でございますが、この条例改正につきましては、佐々町立幼稚園等の廃止条例3本及びそれに関連した一部改正条例が4つございますが、これを併せた条例改正となっております。委員長報告にありましたが、新旧対照表方式ではなく、改め文方式にて附則の中で作成をいたしておるところでございます。

改正理由にいたしましては、平成30年3月31日をもって、佐々町立幼稚園を運営を終了するというので、関連する条例と申しますと、教育委員会以外の条例まで及びしますので、その部分の一部改正を併せて行っているものでございます。

施行期日につきましては、平成30年4月1日といたしております。

(3) 番の条例廃止等の内容でございますが、①のところの廃止条例、これ3つございます。佐々町立幼稚園設置条例、それから佐々町立幼稚園保育料条例、それから佐々町立幼稚園預かり保育条例、この中で、上記の(2)と(3)につきましては、附則によりまして、保育料等の徴収について経過措置を規定いたしたところでございます。

②の一部改正条例（附則による一部改正）でございますが、(1)の佐々町子どものための教育・保育給付に関する条例、それから(2)佐々町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例、それから3番目、職員の給与に関する条例、この項につきましては町立幼稚園に関連する部分の削除と、あと一部改正を行ってのものでございます。(4)につきましては、佐々町農業体験施設設置条例ということで、これが施設使用料と冷暖房使用料の町内の幼稚園が無料化されると、説明の備考欄でございますが、これにつきましては、「幼稚園」を「認定こども園」という名称に一部改正したものでございます。

それでは、1 ページのほうをあげていただいでよろしいでしょうか。佐々町立幼稚園設置条例等を廃止する条例。次に掲げる条例は廃止する。1号、佐々町立幼稚園設置条例（昭和49年佐々町条例第5号）、第2号、佐々町立幼稚園保育料条例（平成27年佐々町条例第10号）、第3号、佐々町立幼稚園預かり保育条例（平成23年佐々町条例第13号）。

附則、施行期日、第1項、この条例は平成30年4月1日から施行する。佐々町立幼稚園保育料条例及び佐々町立幼稚園預かり保育条例の廃止に伴う経過措置、第2項、廃止前の佐々町立幼稚園保育料条例及び佐々町立幼稚園預かり保育条例の規定による保育料等については、なお従前の例による。佐々町子どものための教育・保育給付に関する条例の一部改正、第3項、佐々町子どものための教育・保育給付に関する条例（平成27年佐々町条例第7号）の一部を次のように改正する。第7条第4項を削る。佐々町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正。第4項、佐々町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年佐々町条例第32号）の一部を次のように改正する。

次のページの2 ページをあげてください。別表第1の10項を削り、同表の11項を10項に繰り上げる。別表第2の22項を削る。

職員の給与に関する条例の一部改正、第5項、職員の給与に関する条例（昭和46年佐々町条例第1号）の一部を次のように改正する。別表第3のイ行政職給料表、等級別基準職務表第

5 級の項中、「園長」を削る。

佐々町農業体験施設設置条例の一部改正、第 6 項、佐々町農業体験施設設置条例 (平成 23 年佐々町条例第 4 号) の一部を次のように改正する。別表第 1 の備考 2 中「幼稚園」を「認定こども園」に改める。別表第 2 の備考 1 中「幼稚園」を「認定こども園」に改める。

以上でございます。

議 長 (淡田 邦夫 君)

これから質疑を行います。8 番。

8 番 (須藤 敏規 君)

条例の定数について、ちょっと御指導いただきたいんですけども、幾つかの条例がある場合は、第 1 条が何の条例、第 2 条が何の条例のように書くんですが、まず、この 1 ページを見ますと、次の条例は廃止するということが、1、2、3 書いて、あと附則の中でずっとこのようなスタイルで書いてあるんですけども、法規的には、今、こういうスタイルでいくのかどうか。法規係は総務課おられないんですけど、どなたか。次長がつくられたから、次長が法規係でしょうけど、どうぞ、お答え願いたいと思います。こういうスタイルで今からいくのか。福祉関係とか、ほかの条例の上程を見ますと、何々条例や給与条例とか職員として、それが法律ごと第 1 条はその法律、第 2 条は何の条例とかして、今まで来とったようなニュアンスが私は思っているとるものですから、今からこういうスタイルでいかれるのかどうか、町の姿勢をお尋ねしときたいと思います。

議 長 (淡田 邦夫 君)

教育次長。

教育次長 (水本 淳一 君)

今回の条例改正につきましては、めったに行わない廃止条例ということになりまして、新旧対照表方式ではなくて、3 つの廃止条例の 3 本だけで、附則で施行期日で終わらせる。あと、その附則による改正部分の 1 から第 5 項までを、それぞれの原課のほうで通常どおりの新旧対照表方式で条例を改正するやり方等あるかと思えます。

今回の場合、幼稚園の廃止と、幼稚園の廃止に伴うものの関連条例を含めて、こういうやり方でいったわけでございます。

法規担当といますか、うちの佐々町が委託している法規担当者のほうにも習いながらといいますか、御指導いただきながら、今回、作成に至ったわけでございます。

以上でございます。

議 長 (淡田 邦夫 君)

ちょっと休憩します。

(14時53分 休憩)

(14時54分 再開)

議 長 (淡田 邦夫 君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

今回の条例改正につきましては、廃止の条例と一部改正が組み合わさったものでございますので、表現といたしましては、この附則による改め文方式でやる方式をとらせていただいたというものでございます。

一部改正によるものは、わかりやすく新旧対照表方式でこれまでどおりやっていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかにございませぬか。

（「なし。」の声あり）

ないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第 9 号 佐々町立幼稚園設置条例等廃止の件は、原案のとおり可決することに異議ありませぬか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第12 議案第10号 佐々町公民館設置条例及び佐々町公民館使用料条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第12、議案第10号 佐々町公民館設置条例及び佐々町公民館使用料条例の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第10号 朗読）

教育次長をもって説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

議案の第10号の1ページに入ります前に、添付いたしております資料を見ていただきたいと思ひます。

議案第10号 佐々町公民館設置条例及び佐々町公民館使用料条例の一部改正の件といたして

おる資料でございます。

(1) の改正理由につきましては、提案理由と同じく、平成30年3月31日付で、公民館別館、幼稚園の2階でございます。供用廃止に伴い、佐々町公民館設置条例及び佐々町公民館使用料条例の一部を改正するものでございます。施行期日を平成30年4月1日といたしております。

3番目の改正の内容でございますが、2つの条例を、今回、一部改正しております。①の条例第1条といたしまして、佐々町公民館設置条例の一部改正をいたしておるところでございます。この中を見させていただきますと、第2条で規定します「設置する公民館の名称及び位置」について、下記のとおり、表の一部を改正するものです。

改正前が佐々町公民館。これが2つに分かれておりまして、本館ですね。町民体育館の横の本館。それから別館。これ、佐々幼稚園の2階の部分でございます。これを改正後、佐々町公民館の一本に改め、佐々町本田原免123番地といたすところでございます。別館につきましては、老朽化に伴う供用廃止ということになります。

②の条例第2条関連につきましては、佐々町公民館使用料条例の一部改正というものでございまして、佐々町公民館使用料条例の中の「別表第1」で規定いたしております公民館の室料使用料のうち、既に平成25年度に解体した佐々町武道館の廃止に伴い、「旧図書室」及び「旧図書研修室」の室料の部分の部分を削るものでございます。これにつきましては、以前も、解体したままで条例改正していなかったことに対しましては大変申しわけなく思っております。

また、町立幼稚園の2階「別館(講堂)」も平成30年4月1日から供用廃止としますので、室料の行を削ります。同様に、「別表第2」で規定する公民館の冷暖房使用料のうち、「旧図書室」及び「旧図書研修室」、これも武道館の1階にあった部分でございますが、この冷暖房使用料の分の行を削るものでございます。

それでは、議案の1ページを開けていただきますでしょうか。

佐々町公民館設置条例及び佐々町公民館使用料条例の一部を改正する条例。佐々町公民館設置条例の一部改正。第1条佐々町公民館設置条例(昭和27年佐々町条例第6号)の一部を次のように改正する。条項等の改正と次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下、改正前部分という)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下、改正後部分という)が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

表、様式及び別表の改正、削除または追加。次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分のうち、下線が引かれた部分(以下、改正前表という)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分のうち、下線が引かれた部分(以下、改正後表という)が存在する場合には、当該改正前表を当該改正後表に改め、改正前表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正前表を削り、改正後表に対応する改正前表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

次の2ページを開けてください。右が改正前でございます。

第2条に掲げております設置する公民館の名称と位置につきましては、先ほどの資料のとおり、佐々町公民館の一つにそろえまして、佐々町本田原免123番地の一本化ということにいたしておるところでございます。

次の3ページを開けていただきますでしょうか。

佐々町公民館使用料条例の一部改正。第2条佐々町公民館使用料条例(昭和38年佐々町条例第11号)の一部を次のように改正する。表、様式及び別表の改正、削除または追加。次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分のうち、下線が引かれた部分(以下、改正前表という)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分のうち、下線が引かれた部分(以下、改正後表という)が存在する場合には、当該改正前表を当該改正後表に改め、改正前表に対応

する改正後表が存在しない場合には、当該改正前表を削り、改正後表に対応する改正前表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

この表の中の別表第 1、第 5 条関係の室料のところでございますが、次のページを開けていただきまして、4 ページでございますが、旧図書室と旧図書研究室。それから、別館（講堂）というのがあります。旧図書室と旧図書研修室につきましては、もう平成 25 年度に、既に解体が終わっております。名称が残ったままで大変恐縮ですが、今回、を削らせていただきたいと思っております。それから、別館（講堂）もですね。これにつきましても、30 年 4 月 1 日から供用廃止ということになります。

それから、別表第 2 の第 6 条関係の中で、これも公民館冷暖房使用料のうち、旧図書室、旧図書研修室。これも入っておりますので、これにつきまして、今回、削らせていただきたいと思っております。附則、この条例は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

以上でございます。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。質疑を終わります。あります、8 番。

8 番（須藤 敏規 君）

さらさらと説明いただきまして聞き流しておりました。していなかった。申しわけないで軽く流されたんですけど、わかるんですけどですね。交流センターが出たときですね、通常でしたら、やっぱり気づくべきじゃなかったかと思うんですよ。

まだ、30 年 4 月 1 日からなら、まだあるってということなんですよ、遡すべきじゃないかと、私は思うんですけど、いかかですかね、考え方は。その施設があるってということで、交流センターと同じ日かどうか。どがんでしょうか。法規係は。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

これも、佐々町が委託しとる法規担当のほうにもお尋ねをしたところでございます。向こうの回答といたしましては、法的の安定性の面から、みだりに遡及適用は行うものではなく、例外的に認められるもの。それが対象となる物への直接の利害が発生しない場合。じゃあ、むしろ、その利益を増進する場面に限られますっていうようなことで、本館につきましては、当然、使用料も発生しておりませんし、遡及適用というのはすべきではない。意味がないというようなこともございまして、平成 30 年 4 月 1 日ということで、施行期日をさせていただいた次第でございます。よろしく願いいたします。大変、条例改正が遅くなりまして、大変申しわけなく思っております。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

旧武道館の図書室については、やはり、取り壊しが29年やったですかね、取り壊したと思っております。そのときに、ちゃんと前もって、やはり条例っていうのは廃止しとくべきだったと思っております。

今後、そのようなことがないようにですね、十分注意して、事務に当たらせてたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかにございませんでしょうか。

（「なし。」の声あり）

ないようです。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第10号 佐々町公民館設置条例及び佐々町公民館使用料条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。
10分まで休憩いたします。

（15時05分 休憩）

（15時10分 再開）

— 日程第13 議案第11号 佐々町住民総合センター設置条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13、議案第11号 佐々町住民総合センター設置条例の一部改正の件を議題とします。
執行の説明を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第11号 朗読）

教育次長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

失礼いたします。これにつきましても、ちょっと資料をつけておりますので、まず、見ていただきたいと思っております。

議案第11号 佐々町住民総合センター設置条例の一部改正の件ということで、（1）につきましては、先ほど町長が述べた改正理由でございます。施行期日につきましては、公布の日からということにいたしております。

3番目の改正の内容につきましては、先ほど議員から御指摘受けまして、お叱りを受けましたが、既に、平成25年度に解体した「佐々町武道館」の廃止及び平成29年4月1日に供用開始した「佐々町地域交流センター」の設置に伴いまして、佐々町住民総合センター設置条例第3条に規定しております構成する施設のうち、「佐々町武道館」の名称を削り、「佐々町地域交流センター」を新たに追記するものでございます。

条例の議案の第1ページを開けていただいてよろしいでしょうか。

佐々町住民総合センター設置条例の一部を改正する条例。佐々町住民総合センター設置条例（昭和49年佐々町条例第28号）の一部を次のように改正する。条項等の改正と次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下、改正前部分という）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下、改正後部分という）が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正前の第3条の住民総合センターの構成ですけれども、第5号の佐々町武道館を削りまして、左側の第5号に佐々町文化会館を、改正前の第6号に掲げております佐々町文化会館を第5号に繰り上げまして、第6号に佐々町地域交流センターを新たに追記するものでございます。附則、この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第11号 佐々町住民総合センター設置条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第14 議案第12号 佐々町体育施設条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第14、議案第12号 佐々町体育施設条例の一部改正の件を議題とします。
執行の説明を求めます。町長。

町 長 (古庄 剛 君)

(議案第12号 朗読)

教育次長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長 (淡田 邦夫 君)

教育次長。

教育次長 (水本 淳一 君)

資料のあとに説明資料をつけております。議案第12号 佐々町体育施設条例の一部改正の件ということでしております。(1)の改正理由につきましては、先ほど町長が言いましたように提案理由でございます。(2)の施行期日につきましては公布の日ということにしております。(3)の改正の内容でございますが、既に、平成25年度に解体した佐々町武道館の廃止に伴い、佐々町体育施設条例の第1条第2項に規定する体育施設の名称及び位置の表のうち、「佐々町武道館」の名称と位置の行を削ります。

同様に、条例第3条第1項による別表で定める体育施設使用料のうち、「武道館」の使用料の行を削ります。これも大変申しわけございません。さかのぼっていいいますか、もう既に解体したものでございますので、今回に至ったことにつきましては大変申しわけなく思っております。

議案の1ページを開けていただけますでしょうか。佐々町体育施設条例の一部を改正する条例。佐々町体育施設条例(昭和54年佐々町条例第8号)の一部を次のように改正する。条項等の改正と次の表の改正前の欄中下線の引かれた部分(以下、改正前部分という)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下、改正後部分という)が存在する場合には、当該改正前部分を当該改正後部分に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正前部分を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

表、様式及び別表の改正、削除または追加。次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分(以下、改正前表という)に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分のうち下線が引かれた部分(以下、改正後表という)が存在する場合には当該改正前表を当該改正後表に改め、改正前表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正前表を削り、改正後表に対応する改正前表が存在しない場合には当該改正後表を加える。

めくっていただきまして2ページでございますが、設置の第1条第2項の体育施設の名称のところでございますが、「佐々町武道館」、「佐々町本田原免123番地」を削るものでございます。

次の3ページを開けていただけますでしょうか。別表第3条関係でございます。

体育施設使用料のうち、「武道館」、この行を削らせていただきたいと思います。附則、この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (淡田 邦夫 君)

これから質疑を行います。3番。

3 番（永田 勝美 君）

本文についてではないんですが、附則の公布の日から施行すると。前の条例もそうだったんですが、というふうになっております。いくつかの条例改正は日付が入っている部分になりますが、公布の日から施行するというのは、ちょっと意味合いがよく理解できないところなんですけども。どうして、日付が入ったものと入っていないものがあるのかということについてもお答えいただけますか。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

先ほどの、私が説明した中の幼稚園関連の部分につきましては、平成30年4月1日からが供用廃止ということになりますので、30年4月1日ということで施行期日をさせていただいているものでございます。

今回、体育施設条例等につきましては公布の日というふうにしてしておりますが、先ほど、議員御指摘がありました遡及適用はせず、間を空けることなく公布、即日施行というようなことで考えておるところでございます。

公布の日から施行となりますと、通常、議決をいただいた日に公布をするような形になりますのでよろしくお願ひしたいと思っております。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかに質疑ございませんか。9番。

9 番（川副 善敬 君）

これ、直接ないかもしれないということで断っておきますけれども、この条例案の。

昔、私が議員に在籍していたときに一般質問の中で、あの駐車場に一部、町の名義でない土地が含まれておるということで一般質問がありました。これを何らかの機会に解決するということがございましたが、今度、新しくできておりますけれども、これにつきましては、この土地の件については町の名義に変更できたんでしょうか。解決したんでしょうか。

これはもう町長で、もう大事なことやけん答弁してください。そのまんまにしてあるんでしょうか、この名義は。土地は。駐車場のとこの。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

これの件については、私も前その話を聞きまして、担当のほうにもお話をしたと思っておりますけど、まだ、その部分については、まだ解決してないと。これ、国土調査の折に、字図との照合でなんか、そういうことでしょ、間違っとならば言いよらすとでしょ。（発言する者あり）昔の字図と新しい字図で地番を設置していなかったということで、羽須和川の付近だと思っておりますけど。

議 長（淡田 邦夫 君）

休憩します。

(15時21分 休憩)

(15時23分 再開)

議 長(淡田 邦夫 君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

町 長(古庄 剛 君)

大変申しわけございません。今のままで、名義はかわっておりません。

よろしく願いいたします。

議 長(淡田 邦夫 君)

9 番。

9 番(川副 善敬 君)

できればですね、いろいろな土地の権利の問題で、そういうふうに複雑なところがあって、前からのいきさつ、流れがありますんで、この件については、ある議員が一般質問をしたときに、みんなで、この議会の中でも、今現在、なかなか、そのままの状況では解決が難しいと。

しかし、その状況変化で、改築とか、改修とか、そういう時には、ちょうどタイミングよく相談できるんじゃないかなということで、その時に解決しましょうかっちゅう、たしか答弁が、前あったと思うんですね。

だから、今度あそこにできとるもんですから武道館が。そのとき、当然、武道館を建てるときに、その交渉も当然ながらやとったと、やられたのかなという確認で、それで武道館ができるときに交渉しとけば、こういう機会にいいタイミングだったなど、私が今思いついたもんですから、質問したわけです。

そういうことで、この土地は使用しながら、そのまま使用しても、その了解はとっとるわけですたいね。

議 長(淡田 邦夫 君)

休憩します。

(15時25分 休憩)

(15時27分 再開)

議 長(淡田 邦夫 君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

町 長(古庄 剛 君)

今の件につきましては、よく経過を調べてから対応させていただきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

議 長(淡田 邦夫 君)

9 番。

9 番（川副 善敬 君）

ただ、あそこの交流センターを新設するときは、教育委員会も何もその件については手は打たなかったのかっていうこと。執行も。何も交渉はしてないの。わかっとらんやったと、そういう大事なことは。そこら辺の責任の確認ば、今、教育委員会にはしよる。執行でもどっちも一緒たい、大事なこと。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

すいません。交流センターは平成28年度建設の分ですが、この土地に関しての交渉といいますか、地主さんとの協議はいたしておりません。申しわけございません。

議 長（淡田 邦夫 君）

9 番。

9 番（川副 善敬 君）

その点については、計画したときに、こういう問題があるから整理せんばいかんちゅうことは執行内部でちゃんと記録に残っとったとやろか。それは全然交渉しとらんとやろう。そしたら、町はしてないちゅうこと、全然。交流センターをつくるときに、その件についての解決は、解決しようとした努力はしてないちゅうこと。それを。

議 長（淡田 邦夫 君）

教育次長。

教育次長（水本 淳一 君）

この件に関しましての、先ほど言いましたように、すいません。建設に至るときに土地の交渉等は全くいたしておりません。申しわけございません。

議 長（淡田 邦夫 君）

9 番。

9 番（川副 善敬 君）

この執行の本部のほうも、町長をはじめ、執行のほうもそういう問題は把握してなかったと。それだけ最後に言うてほしい。

議 長（淡田 邦夫 君）

町長。

町 長（古庄 剛 君）

そのときは、ちょっとあれですけど、前、教育委員会のほうで、教育委員会と教育の前、こっちじゃないんですけど、前のほうで話し合いは1回したとっております。その後、ちょっと、あとどうなったかちゅうとは、話は聞いてませんが、そういうことになってるとっております。

議 長 (淡田 邦夫 君)

9 番。

9 番 (川副 善敬 君)

これは当然、そのときの教育委員会はまたメンバー替わつとるから、当然、そういう引き継ぎ事項とか、解決せんばならん問題が、いっぱい教育委員会にもこの問題はあつたはずやから、そういうとこでの連携もとれとらんし、前の引き継ぎ事項、そういうとのいろんな角度からのやっぱり問題点ちゅうのを、何でも新しい事業をするときには整理しとかんと、その問題の解決も、普通のときには解決できんでも、建物を建てかえるとか、今度の場合とか、そういう場合には、物事の解決はしやすいから、だからそれを私は当然してあると思うて今確認をしたんですよ。わかりました。これは早急にどういふ方法がよいか、町長、早急に教育委員会に指導してください。そうせんと、仮に今のところを使えんようになったら、みんな困るんじゃないですか。やろう、副町長。はっきり言って、黙って使ってるちゅうような状態になってくるんです。それを懸念しとつたと、我々は。前のときやつたら、既成事実があるけんね、使いよりましたでよかばつてん、今度新しゅう建てかわつとるわけやから、知つとるわけやから。そこら辺で私は心配しとる。

一応、これ問題点をいろんな角度から研究して、解決するように持っていってください。終わります。

議 長 (淡田 邦夫 君)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし。」の声あり)

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第12号 佐々町体育施設条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第15 議案第13号 佐々町都市公園条例の一部改正の件 —

議 長 (淡田 邦夫 君)

日程第15、議案第13号 佐々町都市公園条例の一部改正の件を議題とします。

執行の説明を求めます。町長。

町 長 (古庄 剛 君)

(議案第13号 朗読)

建設課長をもって説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議長（淡田 邦夫 君）

建設課長。

建設課長（山本 勝憲 君）

すいません。条例の説明する前に資料のほうをお願いいたします。資料のほうに、佐々町都市公園条例の一部改正についてということで、条例改正の背景を記載されております。こちら、簡単に言いますと、都市公園法、その下にあります都市公園法施行令に定める運動施設について、近年、運動施設のバリアフリー化や国際基準に対応する改修により敷地面積が増加する場合に、当該基準が障害となって改修等が困難となっている場合があるということで、地域の実情に合せた運動施設を整備することを可能にするため、施設率を条例で定めてくださいよというように一部改正が行われております。

運動施設といいますのは、こちらで米印の 1 に書いてございますけど、野球場とかサッカー場とか陸上競技場とかプールとか、その他の附帯施設のことをいまして、運動施設率というのが、運動施設の敷地面積総計割ることの公園の面積という形になろうかと思っております。

本町の公園の状況ということで、2 のほうに書いてございます。各公園とも運動施設率は 10%未満、多いところでも南部運動公園の 20%未満という形になっております。千本公園とかサンビレッジ等の広い運動場がございますが、そちらは運動施設ではなくて、あくまでもその他の広場という形で、都市公園法上は分類されております。

それでは、議案のほうをまいります。1 ページをお願いいたします。

佐々町都市公園条例の一部を改正する条例。佐々町の都市公園条例（昭和 43 年佐々町条例第 5 号）の一部を次のように改正する。条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下、改正前部分という）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下、改正後部分という）が存在する場合には、「当該改正前部分」を「当該改正後部分」に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、「当該改正前部分」を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、「当該改正後部分」を加える。

改正後のほうに第 4 条のほうに、都市公園の公園施設の設置基準というところがございますが、6 号を加えまして、「令第 8 条第 1 項の条例で定める割合は、100 分の 50 とする。」ということを加えております。

附則、この条例は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです—— 3 番。

3 番（永田 勝美 君）

要するに、公園施設の中でいわゆる公園に占める運動施設の割合が全体の 50%を超える場合には、それはもうやってはならないということになるかというふうに思うんですけども、いわゆるこの 100 分の 50 という数字は条例に定めなくてはならないというふうになっているのでしょうか。要するに、参酌基準ということは、それは参酌基準として示されているのであれば、わざわざ条例に定めなくてもよいのではないかと。なぜかといえば、施設の想定というのはさま

ざまな施設が、いわゆる拡大していく可能性もあろうかというふうに思うんです、今のいわゆる運動施設が拡大していくという想定もあろうかと思うんですけど、その際に、また100分の50というのをわざわざ条例で定めて、それが足かせになるということはないのかということですが、いかがでしょうか。

議 長 (淡田 邦夫 君)
建設課長。

建設課長 (山本 勝憲 君)

資料のほうをお願いいたします。都市公園法施行令の一部改正ということで、29年6月15日施行となっておりますが、その中で改正後の条文を読みますと、「一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の50を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合」という形になっておりますので、今回、条例で制定させていただいております。

実情的に言いますと、先ほどうちの都市公園の現状というものを表のほうの下のほうにつけております。10%未満、多くても20%未満という形になっておりますので、御心配の項目につきましては心配ないのかなと今のところ考えております。よろしくをお願いいたします。

議 長 (淡田 邦夫 君)
ほかにございませんか。

(「なし。」の声あり)

ないようですので、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

(「なし。」の声あり)

討論もないようです。討論を終わります。
これから採決を行います。議案第13号 佐々町都市公園条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし。」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第16 議案第14号 佐々町消防団設置条例の一部改正の件 —

議 長 (淡田 邦夫 君)
日程第16、議案第14号 佐々町消防団設置条例の一部改正の件を議題とします。
執行の説明を求めます。町長。

町 長 (古庄 剛 君)

(議案第14号 朗読)

総務課長をもって説明させますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（中村 義治 君）

それでは、議案第14号を説明いたします。佐々町消防団設置条例の一部を改正する条例。佐々町消防団設置条例（昭和31年佐々町条例第24号）の一部を次のように改正する。条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下、改正前部分という）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下、改正後部分という）が存在する場合には、「当該改正前部分」を「当該改正後部分」に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、「当該改正前部分」を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、「当該改正後部分」を加える。

第3条の「副団長1名」を「副団長2名」に、それからその他の団員「137名」を「136名」と、定数の202名は変更いたしませんで、副団長とその他の団員を改正する条例でございます。

現在、消防団の本部につきましては、団長1名、副団長1名、本部としては2名体制をとっております。全国的にも同じでございますが、被雇用者のサラリーマン団員が増加しているということで、現在の副団長につきましても、被雇用者ということになっております。

現在、有事の際は、現場本部体制をつくっておりますが、本業の仕事の関係で団長のみ、あるいは副団長のみという体制も実際発生しております。そういったことで、被雇用者の団員でも団本部に所属し、活動しやすい体制を構築したいということで、今回、副団長を2名体制をお願いするものです。

なお、県下市町で副団長の1名体制は本町と小値賀町のみとなっており、他の市町は複数名体制となっております。

それから、附則でございますが、この条例は平成30年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。

（「なし。」の声あり）

質疑もないようです。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第14号 佐々町消防団設置条例の一部改正の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第17 議案第15号 佐々町防災会議条例の一部改正の件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第17、議案第15号 佐々町防災会議条例の一部改正の件を議題とします。
執行の説明を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第15号 朗読）

説明につきましては総務課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（中村 義治 君）

議案第15号を説明いたします。

佐々町防災会議条例の一部を改正する条例。佐々町防災会議条例（昭和41年佐々町条例第22号）の一部を次のように改正する。条項等の改正等。次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下、改正前部分という）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下、改正後部分という）が存在する場合には、「当該改正前部分」を「当該改正後部分」に改め、改正前部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、「当該改正前部分」を削り、改正後部分に対応する改正前部分が存在しない場合には、「当該改正後部分」を加える。

本条例の第3条でございますが、第5項の委員についてということで、1号の次に2号としまして、「陸上自衛隊第16普通科連隊の隊員のうちから町長が任命する者」を追加し、防災会議の委員を委嘱するものです。

大規模な災害が発生した際に、自衛隊から円滑かつ効果的な協力を得るには、日ごろから緊密な連携が不可欠ですので、防災会議に出席をお願いし、連携の維持強化を図りたいということでございます。

それから、16普通科連隊ですが、大村駐屯地にありまして、16普通科連隊の中に4つの普通科中隊がありまして、佐々町の担当が第4中隊ということで、平成29年度の防災会議にもオブザーバーとしまして第4中隊長に出席をいただいております。

2ページをお願いいたします。ただいまの2号に追加に伴いまして、3号以下に繰り下げるということでございます。

それから、6項につきましては、第3号を第4号に、第7号を第8号に改正を行いたいということでございます。

それから、附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（淡田 邦夫 君）

これから質疑を行います。3番。

3 番（永田 勝美 君）

今回の防災会議の委員に陸上自衛隊の隊員を追加するという案件ではありますが、長崎県内の

他市町の防災会議にも同様に陸上自衛隊の方が参加されておられるのかということ。条例の中にそういう記載があるのかということが1つ。

もう一つは、新たにつけ加える際に、どうして間に入って、2号につけ加えるのかと。通常であれば、新たなつけ加える部分は7番目か8番目ということになるのではないかと思います。何かモデルがあるのかということについてもお答えいただきたい。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

総務課長。

総務課長（中村 義治 君）

最初の質問でございますが、他町につきましても自衛隊のほうの記載があるということでございます。

それから、2番目の質問でございますが、指定行政機関と、それからその後にあります指定公共機関とか、地方公共機関ということで、8号になりますけれども、国の機関ということで、1号の次に2号ということで、入れさせていただいてる次第でございます。

以上です。

議 長（淡田 邦夫 君）

ほかにございませんか。

（「なし。」の声あり）

ないようです。質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし。」の声あり）

討論もないようです。討論を終わります。

これから採決を行います。議案第15号 佐々町防災会議条例の一部改正の件の件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

— 日程第18 議案第16号 道路認定変更に関する件 —

議 長（淡田 邦夫 君）

日程第18、議案第16号 道路認定変更に関する件を議題とします。

執行の説明を求めます。町長。

町 長（古庄 剛 君）

（議案第16号 朗読）

中身につきましては、建設課長をもって説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長 (淡田 邦夫 君)

建設課長。

建設課長 (山本 勝憲 君)

議案の後ろにつけてます資料のほうをお願いいたします。

変更前のほうが、国道から入りました赤の字で称してあります分が変更前で、延長が142.5メートルでございます。変更後につきましては、羽須和免の851の1の番地の部分が町有地でございますが、その部分が売却の予定ということで、路線のほうがその土地に食い込んでおりますので、その分を329番の里牧崎線の交差する点まで終点を変更しまして、延長が78.8メートルということになるものでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 (淡田 邦夫 君)

これから質疑を行います。

8 番。

8 番 (須藤 敏規 君)

政策的になさっとる開発だろうと思うんですけども、今、道路の名前ば、昔の人は鉄道官舎と言えば大体わかるんですけど、やはり地域に合うた名前の変更などは検討されたのかなど。鉄道官舎線の支線がいろいろあるんですけど、甲乙丙の時代じゃないもんですから、そういうのはできるのかどうか。検討はまだされんだろうと思うんですけど、なじみのないような道路があるもんですから、どんなもんですか。路線の名称変更などは今後あれば検討なさるんでしょうか。

議 長 (淡田 邦夫 君)

建設課長。

建設課長 (山本 勝憲 君)

すいません。路線の名称変更につきまして、ちょっと勉強不足で、私今、わかりませんので、この分についてはちょっと検討させて、勉強させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議 長 (淡田 邦夫 君)

ほかにございませんでしょうか。

(「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「なし。」の声あり)

これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第16号 道路認定変更に関する件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

（「異議なし。」の声あり）

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決されました。
本日の日程はこれで終了いたしました。皆さんどうもお疲れさまでした。
散会といたします。

（15時53分 散会）